

令和7年3月5日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
環 境 課 長	松 藤 洋 治
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	木 村 孝
上下水道局長	松 尾 正 久
学校教育課長	栗 山 哲 也
教育指導課長	轟 拓 也

議事日程第5号

令和7年3月5日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 花 下 主 茂 議員
- 2 森 茂 生 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員

第2 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第2号 専決処分について(事故による損害賠償)

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第4号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八女市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八女市地域包括支援センターの運営及び職員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八女市男ノ子焼の里条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八女市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第13号 八女市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について

議案第15号 八女市ホテルの誘致に関する条例の制定について

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日も最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。花下主茂議員、森茂生議員、牛島孝之議員要求の資料、議案質疑表及び高橋議員要求の議案質疑資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番花下主茂議員の質問を許します。

○2番（花下主茂君）

皆様おはようございます。議席番号2番の花下主茂です。本日も御多用の中、傍聴席にお越しの皆様、また、インターネット中継を御覧の皆様におかれましては、日頃より御視聴いただきましてありがとうございます。まずもって感謝を申し上げます。

今回は大きく2点について質問をさせていただきます。

本年度末をもって忠見小学校及び川崎小学校が閉校の運びとなり、新年度からその2つの小学校と見崎中学校が統合された義務教育学校みさき学園が開校される予定でございます。以前も一般質問で進捗等については確認をさせていただきましたが、もう間近に開校が迫っている中でまだまだ整備が間に合っていない状況があると認識する次第であり、今回質問をさせていただきます。

2点目に、八女市を通る主要道について、整備の状況を確認させていただきます。またあわせて、市としてどのように国や県に対して要望し、どのような方針であるのか、お伺いをさせていただきます。

市執行部の皆様におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をいただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、質問席より質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。一般質問最終日もどうぞよろしくお願いいたします。

2番花下主茂議員の一般質問にお答えいたします。

1、みさき学園の開校に向けて通学路について、スクールバスの運行について及び周辺の道路環境についてにつきましては、この後教育長が答弁をいたしますので、先に廃校の跡地利用について及び八女市を通る主要道路について答弁をいたします。

まず、みさき学園の開校に向けて、廃校の跡地利用についてのお尋ねでございます。

忠見小学校及び川崎小学校は、令和6年度末に閉校いたします。令和7年度につきましては、教育委員会において施設管理を行います。

今定例会において八女市遊休公共施設等利活用促進条例案を上程しておりますので、並行して公募の準備を行い、これらの小学校をはじめとする施設として活用していない遊休公共施設等の利用を促進し、事業の波及効果によって周辺地域の活性化を図りたいと考えております。

続いて、2つ目の八女市を通る主要道路について、まず、県道82号久留米立花線の整備状況についてのお尋ねでございます。

県道久留米立花線の整備につきましては、現在、国道442号との交差点である後ノ江交差点から立花町原島までの区間で整備が進められている状況でございます。

次に、一般国道3号についてのお尋ねでございます。

一般国道3号の整備状況につきましては、現在、吉田地区において交差点改良事業、立花町下辺春地区においてカーブを緩やかにするための視距改良事業、上辺春地区において歩道整備事業が行われております。

続いて、一般国道3号広川八女バイパス事業についてのお尋ねでございます。

一般国道3号広川八女バイパス事業につきましては、事業者である国が順次、測量、調査を行っております。測量調査が完了した区間において地元説明会が開催される予定となっております。

みさき学園の開校に向けて、通学路について、スクールバスの運行について及び周辺道路環境についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

2番花下主茂議員の一般質問にお答えをいたします。

1、みさき学園の開校に向けて、通学路についてのお尋ねです。

令和6年8月9日にみさき学園開校へ向けた登校シミュレーションを実施し、保護者、地域の方々から児童生徒の通学における危険性について御指摘をいただきました。この声を基に学校運営協議会で検討いただき、児童生徒の安全確保に関する要望書をいただいております。要望内容につきましては、八女警察署と道路管理者との会合を設け、現地確認と改善に向けての協議を行い、対策を講じてまいります。

次に、スクールバスの運行についてのお尋ねです。

スクールバスによる通学支援につきましては、みさき学園を中心に半径2キロメートル以上の地域を対象としています。

最後に、周辺の道路環境についてのお尋ねです。

学校、関係各課、八女警察署等と安全な通学路確保に向けて協議に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（花下主茂君）

それでは、開校が間近に迫ったみさき学園についてまず質問をさせていただきます。

この内容につきましては、私自身も以前質問をさせていただき内容がかぶる部分もありますが、現状の進捗について確認をさせていただきます。

まず、ただいま教育長より御答弁ございましたみさき学園の通学路に関して、今御答弁ありましたように、昨年登校シミュレーションを実施し、その後、児童生徒の通学に関して多くの保護者、地域の方々から危険性の指摘を受けたということで認識をしているところでございます。その後、今回資料を請求させていただきましたが、学校運営協議会から16項目の安全対策の要望が提出され、八女警察署や道路管理者と協議を進めているということでただいま御答弁もございましたが、今この御答弁ですと、対策を講じてまいりますという表記でこれからされていくと取れるんですが、この内容につきましては、さきの12月議会のときにもこういったお話があったかと思えます。その後の進捗状況はどのようになっているのか、まずお聞かせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

昨年12月議会でも議員の方から御質問がありましたように、みさき学園については多くの危険箇所があるということで保護者の御意見をいただいたところでございます。特に旧国道442号、こちらの路線が歩行者が通学する上で危ないんじゃないかということの御指摘が多かったかと思えます。したがって、こちらの道路改良を行いたいということで、既に井延交差点方面は改良が進んでおりますけれども、井延交差点から山内の交差点までの区間、これは旧国道442号になりますので、この区間を令和7年度中に工事を行っていただくとい

うことで、今回の予算のほうに計上させてもらっています。その工事の区間については保護者の方の御心配もあるということで、何らかの通学支援を行いたいということで考えておりまして、具体的には路線バスを使っていたりとか、タクシーによる支援を行っていたりとか、そういったことを検討している状況でございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

では、重ねてお伺いをさせていただきますが、この16項目ある中で何項目対応できたのか、対応中なのか、逆に対応できない部分は何項目あるのか、お聞かせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

16項目の中には信号機の設置要望が3か所ほど、あと新しく横断歩道を造ってほしいとか、塗り直してほしいとか、そういった箇所がございます。優先順位をつけておりますけれども、先ほど申し上げましたように、旧国道442号をまず重点的にやりたいということで、項目でいきますと、グリーンベルトの塗り直しとか横断歩道の塗り直しで5項目、それから、横断歩道を新たに設置するもので1か所をやることにしています。既に実施済みの分が横断歩道の塗り直しがありますので、それが1か所ということになります。あと予算の都合もある件と、今後も改良を続けていく部分もございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

この内容につきましては、昨年9月議会でしたかね、私質問させていただきましたが、そのときからいよいよ来年度に迫っているということはお伝えをさせていただいた中で、まだまだ完了ができていない、もちろंदどういった状況なのか、そういった情報の吸い上げが必要だったということもあると思います。本当に4月に開校が迫っているわけでございますので、年度内中にできるところはぜひとも進めていただいて、その後、なかなか完了が難しいという部分に関してはどれぐらいの時期に完了できるのか、そういったところの情報共有をしっかりと地域の方、保護者の方にもお教えいただきたいと思います。

次に、スクールバスの運行について質問をさせていただきます。

スクールバスの運行対象は、原則として学校から半径2キロメートル以上の地域ということとは確認をしておりますが、開校時点での全校生徒数と、そのうちスクールバスを利用する対象児童の生徒数が分かればお示しください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

開校時の児童生徒数につきましては、330名前後だったと記憶しています。すみません、330名です。それともう一つ、何でしたか、申し訳ありません。

○2番（花下主茂君）

スクールバスの対象児童。

○学校教育課長（栗山哲也君）

対象の児童数ですね。スクールバスの対象になる児童につきましては、まず、行政区で申し上げますと、牟田と本行政区、こちらで50名、それから、長野と北田形、こちらがスクールバスでなくてタクシーによる支援をするんですけれども、こちらが7名ということになっています。

○2番（花下主茂君）

学校再編整備の基本構想の中には、小学生で4キロメートルを超えて徒歩通学となる場合、または3キロメートル前後で通学に困難な条件がある場合は、今先ほどからお話が上がっている通学支援を検討するということが記載があります。この中で、今、牟田、本地区で約50名、長野、北田形で7名の方が対象になっているということでお話ございましたが、それ以外にも、例えば、登校班をつくれない児童であったりとか、あるいは星野川、国道、県道越えての通学など、安全確保の観点から課題がある児童も多いと推察をするところであります。また、先ほど質問させていただいたように、通学路の整備が間に合っていない状況でもあります。この基準を見直す考えはあるのか、お聞かせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

スクールバスに乗れないような状況で子どもの危険が及ぶような場合につきましては、さきの議会のときにも御答弁しましたかと思いますが、体に病気とかがあって何らかの支援が必要な場合であるとか、登下校中が低学年の方が一人で登校しなければならないとか、そういった場合については個別対応いたしますので、学校に相談していただきたいということを保護者の方には伝えているところでございます。

それから、通学支援の距離、こちらにつきましては、おっしゃるように、今、基本的に4キロ以上のところを通学支援するということになっていますので、学校再編に書いている基準を特別に改定する予定というのはございません。

以上です。

○2番（花下主茂君）

今規定に関しては変えないという御答弁でございましたが、4キロメートルを超えて——すみません、重ねてになりますが、4キロメートルを超えて徒歩通学となる場合、または3キロメートル前後で通学に困難な情景がある場合ということで記載をされております。この3キロメートル前後というのはかなり含みがありますので、そういった部分で個別的な対応を検討するという状況かと思いますが、あわせて、今、個別対応を検討するということが御答弁ございましたが、具体的には、じゃ、どのような基準で対応を決めるのか、この子は対象とするが、この子は対象としないのか、そういったある程度の基準があるのかどうか、お聞

かせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

先ほど申し上げましたように、個別での対応ということになります。具体的にこの場合、こういった場合という線引きは今のところ設けておりませんので、各学校から——保護者の方から恐らく学校に相談がある、学校長もその現場を確認する、通学するに非常に困難性がある、危険があるとか、そういった場合に学校長と保護者の方もしくは地域の方も確認いただいて、そういった方の要望書、そういったものをいただいた折に、これまで個別に1名だけの方を支援したとか、そういったことは個別にはございます。だから、特定に明らかとか、明確な基準とかを設けている状況にはございません。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。過度なサポートは確かに子どもたちの精神的、身体的自立の成長を妨げることにもつながる部分もあるということで私も感じるところでありますが、現に保護者を含めた地域の多くの方々から御不満の声をいただくところでございます。子どもたちに寄り添った通学の環境整備を引き続き整えていただけたらと思います。

次に、廃校の跡地利用についてお聞きをさせていただきます。

忠見小学校の跡地利用につきましては、市としては新たな試みであるサウンディング型市場調査を活用して民間の意見を募るということで以前御答弁がございました。これは7月と11月に実施がされているということで認識をしておりますが、その調査の進捗状況と地元住民との協議について、現時点でどのような方針になっているのか、お聞かせください。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、7月と11月にサウンディング調査のほうがありました、7月のほうが、うちのほうがちょっと抽せんから漏れておりましたので、11月に一応サウンディング調査のほうは受けているところでございます。

まずは閉校となる川崎小学校と忠見小学校の跡地利用についてなんですが、地元との協議につきましては、2月28日に川崎地区の行政区長会のほうに訪問し、サウンディングの結果報告と現時点での市の考え方についての説明をしてきているところでございます。その中で地域からの御意見をいただいていたところでございます。また、忠見校区につきましては、一応今月の下旬ぐらいに忠見地区のまちづくり役員会のほうを伺って、同様の報告と説明を行い、御意見のほうをいただく予定としているところでございます。

サウンディングにつきましては、忠見小学校のほうが一応ポテンシャルが高いということ

で公募を進めたらいいかなと考えているところでございます。川崎小学校のほうにつきましては、一応、今現時点での市の考え方といたしましては、行政財産として、また活用——行政財産というか、行政の運営として活用していきたいと考えているところでございます。サウンディング後の動きにつきまして、忠見小学校については福祉事業者であったり、スポーツ関連事業者のほうからちょっと借りたいという御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

今月の広報八女の表紙にもなっておりましたが、先日、八女市こども議会が開会をされました。傍聴席が満席でしたので、私も議場の外で傍聴をさせていただいておりましたが、その中で忠見小の跡地を公園にするのはどうかという提案がございました。これに対して市長は、大変素晴らしいアイデアと評価され、話し合いながら利用方法を考えていくということで御答弁ございました。このこども議員からの提案も踏まえ、市として忠見小の跡地を公園として活用する可能性を具体的に検討する考えはあるのか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、花下市議からお話しいただいたとおり、こども議会で忠見小校区の6年生の子から、公園として忠見小跡地を活用するというアイデアについて御提案いただき、私もそれは本当に素晴らしいアイデアだと、ぜひ検討したいと申し上げたところでございます。

今、課長から答弁ありましたとおり、今、忠見小学校については、福祉施設ですとか、スポーツ関係の団体からその跡地利用の問合せが来ているところでございます。そういった実際に依頼が来ているところでございますので、そういった依頼の来ている団体、業界との議論を進めつつ、グラウンドについては、まだ問合せが来ている福祉事業者ですか、スポーツ団体、その学校の跡地をどれぐらい利用するかというまだ具体的なそこまでの議論に至っていませんので、今後そういった問合せが来た事業者との議論を進めつつ、そのグラウンドを公園として活用できる可能性については、私も引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。みさき学園の開校に伴いまして、一方で、新たな学童施設が建設をされ、稼働予定であるということは承知をしているところであります。一方で、忠見小学校にはまだまだ築年数の浅い新しい学童施設があり、これを単に閉鎖するのではなくて、その活用方法について慎重に検討していただきたいというお声を私自身たくさんいただいております。市としてこの忠見小学校の学童施設の活用についてどのように考えているのか、

お聞かせください。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

学童保育所も含めたところで今後公募のほうに当たっていきたいと考えているところがございます。

○2番（花下主茂君）

先ほどのサウンディング調査に関していえば、今の公募の話もそうだと思いますが、全国の例を見てみますと、予算がかからないことをいいことに何となく調査をかけてしまっているようなケースが散見されます。いきなり行政と民間とが組んで住民との協議が進まないままにこんな事業を始めましたということにならないように、しっかりと地元の意見を吸い上げることも要望しまして、次に移ります。

次に、周辺の道路関係についてでございますが、これはこの後の主要道路の質問と重なる部分でもありますが、あくまで教育環境の整備という観点でお聞きをさせていただきます。

以前から一般質問でも取り上げさせていただいておりますが、このみさき学園の校舎のすぐ横を今事業が進んでおります国道3号バイパスが通る方針となっております。それにより、子どもたちの教育環境に大きな影響を与えることが考えられ、重大かつ深刻な状況であると、地元校区の行政区長が連名で、このルート変更については、昨年2月26日に要望書を市に提出をされております。また、先日、厚生常任委員会の管内視察で、先ほど申し上げたみさき学園の新たな学童を私も委員の一人として視察をさせていただきましたが、本当に学童の窓から見える景色が大きく変わるわけでございます。もちろん、校舎から見える景色も変わるわけですが、すぐ目の前に盛土でできた道路ができて、そこに1日に何十台も何百台も大型トラックが通る、そういった道路ができようとしているわけでございます。

以前、広川町役場に確認したことがあります。もともと上広川小学校も同じような状況でございまして、当初、国交省が提示していたのはプールに少しかかる程度のルートだったと。つまり、校舎のすぐ目の前を通るということだったということです。これに対して、学校の真横に盛土のバイパスが通ると教育環境としてよくないというのが理由で、地元からの要望によって小学校の上を通るルートということで変更となり、結果として小学校の建て替えという結論になったということで聞いております。これまでの一般質問において教育長に質問させていただいた際は、どの辺りを通るのかということは建設課と情報共有をしているということをお話を伺っておりますが、あわせて、要望があればしっかりと要望していくことは御答弁をいただいております。その後、実際に現地を見に行かれたのか、または地元からの意見抽出も含めてどういった動きがあったのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、子どもたちの教育環境と申しますか、これが一番大事だということとは当然のことです。前回御答弁させていただいた後にも、その前からもみさき学園のところは何回も行っております。新しい校舎の中もちゃんと確認をしております。その中で、やはり前回も申しましたけれども、これまでも国の計画について関係各課から説明を受けていますし、また、国のほうからも、役所のほうからも、現在の進捗状況についても説明を受けております。まだ確定しているというところじゃないようですので、教育環境の確保のためにきちっと情報共有しながら、要望すべきところは要望していきたいなと思っているところです。

○2番（花下主茂君）

では重ねて、保護者であったりとか、地元の方からとの意見抽出を含めた意見交換も含めて、そういったことはなされたのか、お聞かせください。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

教育委員会が主体としてお話を伺ったということはありません。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。もっと早い段階で動いていましたら、現状を取り巻く環境も大きく変わっていたと思いますが、そうは言っても開校はもう目の前でございます。この4月からの開校に子どもたちや保護者、そして、地域の皆様は本当に期待と、そして、不安と様々な思いの中にいるかと思えます。ひとえに子どもたちの教育環境がすばらしいものとなりますように引き続きの対応をお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、八女市を通る主要道について質問させていただきます。

県道82号久留米立花線の整備状況についてでございますが、この県道は約30年前に建設省、今でいう国交省から主要地方道に指定をされておりますが、実際の工事は50年以上前から進められていると私も聞くところでございます。しかし、いまだに全線の改良が完了しておらず、周辺住民の関心も非常に高い状況であります。現在、この道路の整備状況はどのようになっているのか、県からどのように供用されているのか、お聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

久留米立花線につきましては、現在、八女市の中では2つの区間で事業着手をいただいております。1つは、国道442号の後ノ江交差点から矢部線までの区間ですけれども、そちらについては道路拡幅や歩道整備についてはおおむね完了しておりますが、1つ河川がござい

まして、その橋梁架け替えの工事がまだ残っております。この道路というのは通行止めをできない路線になっておりますので、今現在迂回路として計画をなされて、迂回路を造った後に橋を架け替えるという計画でございますけれども、今その借地と物件の補償について交渉をいただいていると聞いております。交渉が済み次第、すぐに工事着手を行うということでございます。

それからもう一つが、祈祷院の郵便局から立花町の原島区間ですけれども、こちらにつきましては、令和2年度から事業着手をいただいております。今現在、工事につきましては、星野川、矢部川に架かる橋梁の橋脚部分、ちょうど真ん中の橋脚になりますけど、そちらについては工事着手をいただいております。それから、星野川から北へ向かって祈祷院郵便局までの区間につきましては、今現在、随時用地交渉を行っていただいております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。全線改良するまで本当にあと少しだということで認識をするところではありますが、その用地交渉がどれぐらいの進み具合かにももちろんよるんですけれども、大体のスケジュール感覚としてどれぐらいの年度にはめどが立ちそうなのか、共有があればお聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

道路事業する中で、国、県、市、いろいろ説明会を行う中で、大体いつ頃になるんだと、必ず今の質問が出ます。いつも一番困る質問ではございますけれども、やはり用地交渉が完了していない中で、例えば、あと10年でやりますよとか言ってしまうと、そっちだけが先走りしてまだできないじゃないかという話になりますので、用地交渉が完了すれば事業の約8割が終わったと認識をしておりますけれども、用地交渉途中で何年に終わりますというのは国も県も市もなかなか言えないところでございますので、そこは御了承いただきたいと思っております。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。今後もさらなる調整であったりとか、事業費の確保が必要であるかと思いますが、引き続き県との協議を進めていただきまして、一日も早い全面改良を期待しまして、次の国道3号の質問をさせていただきます。

実は先日、国道3号での熊本との県境である小栗峠から広川町との市境である福島高校前までの区間を私自身自転車で通ってみました。八女市を縦断しました。その中で、特に気になったのが、吉田周辺の歩道の狭さであります。この地域は自転車通学の学生も多く利用しているわけではありますが、本当に非常に危険な状況にあるということで感じました。現在も

交差点を含めた改良工事が進められているわけですが、歩道拡幅などの工事がいつ頃、これもなかなか答えづらい部分だと思いますが、いつ頃完了するのか、これまでの工事の経緯を踏まえて具体的なスケジュールをお聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

吉田交差点、今工事を行っていただいておりますけれども、交差点から北側部分、福島高校の交差点までにつきましては、今年度事業完了する予定でございます。吉田交差点から南につきましては、まだ1件物件補償等が終わってございませんので、そちらについて契約は終わったと聞いておりますけれども、物件の移転が完了次第、工事着手されるものと思われま

す。それから、以前から吉田交差点も一つの渋滞の原因でございましたけれども、その南側に本村北交差点がございます。そちらも大変渋滞の原因となっているところで、こちらにつきましては、2年ほど前から交差点改良の協議を国、市、それから、県道も交差しますので県、それから、住民も含めたところで事業説明を何回もやらせていただいておりますけど、なかなか正確な計画が決定はしておりません。引き続き今協議を重ねている段階でございまして、構想としては吉田交差点完了次第すぐ本村北交差点に着手したいという考えでございましたけれども、地域の方のいろんな意見等も踏まえて、まだまだ今協議を重ねている段階でござ

います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

吉田周辺の整備については、市からも引き続き要望をお願いしたいなと思います。またあわせて、今、課長より御答弁ございました本村北交差点の改良につきましては、実は私が議員になる前に、国道事務所の、ちょうど2年か3年前になると思いますが、国道事務所の担当者から周辺の区長さんへ改良の方針の説明があった、その場に同席をさせていただいた機会があります。その際には、国道事務所が改良案を複数シミュレーションされて御提案をされておりましたが、県警との協議が進んでおらず、そこからなかなか進まない。恐らく信号の切替えのタイミングのことだと思いますが、その後、市からこの本村北交差点については都市計画のマスタープランの中にも国に対して要望するというところでありますが、市から何かしらの働きかけがあっているのかどうか、お聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

本村北交差点につきましては、住民説明会、当初から市も一緒に入って行っておりますし、警察協議のほうも県警本部のほうに市も同行して協議をさせていただいております。その中

で、先週も本村北交差点につきましては、市と国で協議を重ねているところでございます。なかなか周辺に大きな病院があったりとか、限られた範囲で複数案を出しておりますけれども、まず地域住民の方の御理解が一番だと考えております。その後、やはり警察協議というのも一つのなかなか関門でございまして、警察のほうとしてはあくまでも安全に通行することだけが許可の要因になっておりますので、渋滞緩和とか、そういうことではなく、警察は安全に安全にということを出されますので、なかなか市、国の計画がそのまま通るとというのが難しい状態でございますけれども、やはりあそこを解消しないと現道の渋滞緩和にはならないと考えておりますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○2番（花下主茂君）

引き続き市からの働きかけも併せてお願いします。

次に、御答弁でもございました上辺春地区についてお聞きいたしますが、ここは本当に歩道も途切れ途切れで、右側に歩道があって、それが途切れて左側にできて、ただ、その間には横断歩道もないという状況で、歩行者を想定した道路ではないと。それは恐らく山あいの道路でもあり、なかなか広げることができない状況であるからということで推察をしておりますが、一方で、特に大型トラックの通行が本当に多い状況であります。これもまた後ほど取り上げます国道3号バイパスについてですが、このバイパスは手前に当たる道の駅までの通過という整備であり、むしろバイパスができた後は今以上に大型トラックが大変多くなるんじゃないかなということで想像しております。そのような中にもかかわらず、事故が発生した場合には迂回路がないような状況で、大規模な渋滞につながる可能性が高いという環境になっております。国道整備についてはあくまで国の事業であります。安全対策面など、市として何かしらできるようなことがないのか、どのような対応を行っているのか、お聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えいたします。

上辺春地区の国道3号につきましては、現在2つの事業を行っていただいております。歩道整備と、1つは急カーブの視距改良事業、こちらの2か所を着手いただいておりますけれども、立花町の辺春地区から合併当初、平成22年からずっと要望が出されております。それはやはり今おっしゃられたとおり、大型車がかなりの通行がございまして、一たび事故を起こすと通行止めになって大渋滞を引き起こす、何度もそういうことがあっております。その中で、やはりおっしゃられたとおり、迂回路等必要であるというのは認識をしております。また、地元からも大規模な改修を行ってくださいとか、大きな一つの要望としては、バイパスのようなトンネルを造って安全に通れるような形でできないかということで要望いただいております。当然その要望につきましては、国と毎年、要望会を開かせていただきまして要

望しているところがございますけれども、国道3号クラスの迂回路となりますと、やはり迂回路という表示をするからにはそれ相当の道路幅員等が必要になってきます。やはり市だけの対応ではかなり困難ではないかと考えております。辺春地区からは黒木町の本分地区に抜ける県道、それから、白木地区に抜ける県道でございますけれども、こちらも国道3号の迂回路になり得るような幅員は現在ございませんので、そこは県や国のほうにも働きかけて、そういう迂回できるような道路につきましては、今後協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

例えば、周辺の林道であったりとか、農道を整備して一時的に開放することで迂回路としてできないかなと私自身も考えるところなんですけれども、今、課長おっしゃったように、ある程度の幅員が必要ということでなかなか難しいのかなと感じるところでございますが、ただ、そうは言っても、やはり迂回路というのは必要でございますので、引き続き国や県との協議を進めていただきたいと思います。

一方で、ハード面としては難しいと思いますが、ソフト面として、例えば、事故や渋滞が発生した際に、いち早くドライバーに情報を伝えて交通を分散させるような仕組み、例えば、渋滞情報の提供であったりとか、そういったことを市として検討できないのか、お聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今通行止めとか、事故等による渋滞につきましては、国道事務所のほうより国道に上げています電光掲示板、そちらのほうですすぐ掲示をするようにしています。八女市におきましては、ちょうど吉田付近、それから、一番熊本の県境に掲示板がございまして、そちらですすぐ掲示をしております。並びに業者委託をされておきまして、大島交差点、それから、立花の道の駅、それから、小栗峠の県境のところ、そちらにそういう渋滞事故等が発生した場合には業者のほう駆けつけまして、国道3号に入らないように、車が入ってこないように交通規制を行っております。小栗峠のところはほぼほぼUターンをしていただいて高速まで戻っていただく。大島交差点からは国道442号であったりとか、そちらのほうに抜けていただくということで規制をかけております。

その中で、市として何かできないかということですが、今現在のところは国道なので国のほうにお任せをしているだけなんですけど、やはりLINE通報システムというのが今ございますので、その辺も活用しながら、今後そういう大渋滞の情報であったり、通行止めの情報については流していきたいと、検討してまいりたいと考えております。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。引き続きそういった取組については行っていただきたいと思いま
すし、渋滞の中に巻き込まれたら、なかなか迂回路がないので、そもそも抜けられないとい
う状況になってしまいますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

事故や災害は本当にいつ発生するか予測ができません。もちろん国道の整備を市としてす
ることはできませんし、日頃から改良の要望をされていることは承知をしておりますが、こ
の国道3号は本当に県道も含めて八女市を支える大変な重要なインフラでありますので、利
便性はもちろんなんですが、市民の安全を守るためにもあらゆる手段を検討していただきたく
思います。

最後に、一般国道3号広川八女バイパスについて市長にお聞きします。

先日、簗原市長により新年度に向けた施政方針が説明をされましたが、昨年、つまり今年
度の施政方針演説において当時の三田村市長は、この国道3号バイパスの事業推進について
も言及をされ、そのほか事あるごとにこのバイパスに関する熱い思いをお話しいただいてお
りました。

そこで、簗原市長にお聞きしますが、市長御自身はこのバイパス事業をどのように捉えて
いるのか、具体的には前市長時代にはバイパスが交通の円滑化や企業誘致、地域経済活性化
につながるということで再三お話をいただいておりますが、新市長としてバイパスの意義を
どのように評価し、市政運営の中でどのように位置づけるのか、前市長が進めてきた方針を
引き継ぐのか、それとも、新たな視点で進める考えがあるのか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御質問のありました一般国道3号広川八女バイパス事業につきましては、私もこの道
路が開通することによって経済効果、それは企業誘致ですとか、または観光客、特に東部へ
の観光客の増加といったところにつなげられる可能性があると思っております。そういった
経済効果を期待しているという点で、この広川八女バイパス事業については、しっかり国と、
また、関係自治体、そして、県と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

一方で、一部ルートについて地元はかなり不安ですとか、心配の声が上がっているとい
うのも十分承知しておりますので、そこはしっかり市としても県や国にその事業の説明を求め
ていく、市としてもしっかり地元の皆様には寄り添いながら、地元の方にも歓迎してもらえ
るような事業として進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

先ほども教育長への質問で触れましたが、このバイパス道路は盛土、そして、切土構造と
なる計画であります。もし仮に平面道路であれば周辺には商店であったりとか、住居が増え

て地域の活性化が期待できるのにと、絵に描いた餅のように想像するわけでありますが、現実には住民の真上を通るわけであります。市長は代替ルートの要望を強く持っていることは今の御答弁からもあるように伺っておりますが、たとえどのルートになろうと盛土であることには変わらないわけであります。そして、そこに暮らす多くの市民に影響が出ることは本当に明らかです。また、取付道路などの周辺整備については恐らく市の持ち出しになるのではないかと推察をしておりますが、財政的な影響についてもどのように考えているのか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

その盛土になるという点については、そこは様々なプラス面、マイナスの面があると思います。今、マイナスの面については議員からも御指摘いただきましたけれども、盛土にすることで歩行者や自転車の方とバイパスを通る車との接触する機会が減るというプラスの面もあるのかなと考えております。経済的な、例えば、取付道路の負担等については、まだその具体的な金額を含めて、そこについてはまだ国からの説明を聞いていない状況ですので、しっかり今後、国と協議する中でそういった財政負担についてもできる限り市の負担、市民の皆さんの負担が減らせるような形で進められるよう協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。この資料は令和7年度の国の予算から、国の事業で県のほうに示されている事業計画の予算案なんですけれども、この国道3号バイパスについていうと全体の事業費が340億円で、県の負担がそのうちの3分の1になるということでございますので、今の予算案ですと大体100億円ちょっとぐらいになると、そういった状況になっております。

ここで考えたいのが、100億円の県の予算がかかるという状況の中で、ただ、県の予算も限りがあるわけでございます。そのような中で、この国道バイパスの事業を進めることによってほかの県道の整備の事業も、そこに対する予算が細切れになるんじゃないかと、そうすることによって八女市全体としては道路の整備が遅れてしまうんじゃないかと、そういった考えも、そういったお声も聞くところでもあります。もちろん、それはそれ、これはこれで市として県のほうに要望するということはこれまでのスタンスであるかと思いますが、ただ、現実的にはやはりそういった細切れになるという状況が考えられるわけでございます。そういった影響に関しては、市長のお考えとしてはどのようにお持ちなのか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今回の国道バイパス事業は県にとっても100億円ちょっとの負担が

あるということで非常に大きな事業である。当然、県も限られる財源を適切に優先順位つけて振り分けていくわけですが、そこを市としましてはなかなか——当然、県が最終的にはその予算をどう振り分けていくかというところですが、なかなか市としてそこにどこまで踏み込めるかという難しい部分ではあるんですが、そこは市としてしっかりこの国道3号バイパスはもちろんです、それ以外にも、さっきの質問で御質問いただいた県道82号の整備ですとか、また、一般国道3号そのものについてもまだまだ整備していただかないといけない部分があるわけですが、そういったところの必要性についてもしっかり県に訴えていく、このバイパスの事業についても市としてしっかり市民の皆さんのお声を聞きながら、その事業の円滑な執行に協力していくことがまた県にとってもほかの部分についてもしっかり取りかかってもらえる事業に、ほかの国道3号バイパス以外についても、この市の要望を聞いてもらえると、つながるとも思いますので、しっかりそこは県、国と連携をしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

最後に地元への説明についてお伺いをさせていただきますが、さきの12月議会において箕原市長からは、年度内にはしっかり地元の方に御説明する機会は設けたいと、確かにお約束をいただきました。その後、いつ開催されるかなと私も情報を収集しておりましたところ、お隣の広川町では、今月、国交省と町の担当者による説明会がまさにルート沿線の地区4か所で開催されるということでありました。一方、先日、市長が地元区長さんたちとの意見交換をされたということに関しては、直接区長さんからもお話を伺っておりますが、市長がこの場でお約束した住民への説明というものは、既に開かれたその区長との意見交換会を指しているのでしょうか、お聞かせください。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、12月議会で申し上げた住民の説明というのは2月に行った忠見校区の全区長の皆さんに参加いただいた意見交換会という形でさせていただいたという認識でございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

この場で申し上げましても、国の事業である以上、仕方ない部分もありますが、私が議員として当選以来、何度も何度もこの場で住民への説明を求めておりますのは、やはり多くの地元の市民の皆様の手元に情報が届いておらず、そして、住民の行き場のないお声を私自身がいただいているからであります。もちろん子どもたちの影響はありますが、住民は本当に

不安な思いの中にいるわけであります。むしろ御存じない方も多くいらっしゃると思います。そして、その住民にとっての窓口は、国でも、県でもなくてやはり市だと思います。市長は対話を大事にするとおっしゃっておいりました。改めて、住民の代表である区長さんへの説明はもちろんです、一市民への説明をされるという御予定はありますでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

その市民の皆様の不安を解消する、そこについてはしっかり市長として取り組んでまいりたいと思います。ただ、あくまで事業が国の事業でございますので、その説明というのがどこまで市長としてできるのか、そこはしっかり考える必要があると思います。

実際に今回、国からしっかり区長に限らず住民の皆さんお一人お一人への説明という点では、さきの答弁でも申し上げたとおり、今回、実際に国が測量等を終えた立花地区については、今月からバイパスが通る地区の全ての住民の方への説明会が行われる予定でございます。忠見地区のほうに関しても、今後事業が進む中で、そういった区長に限らず全ての住民の関係者の方への説明会というものが国によって行われると思っておりますので、そういったものがしっかり円滑に行われるように、市としても国と足並みをそろえて協力していきたいと思っております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。もちろん市長の立場で、国と県の事業なので、説明という部分ではなかなかできないということがあることはもちろん承知をしておりますが、ただ、測量、調査が完了したところから説明を順次していくという御答弁でもありましたが、ただ、さきの12月議会においては、例えば、ルートに沿線ではない福島地区、そこにもバイパスの影響があるだろうということでそういったお声をいただいていると、そういったところでもそのルートに地区に限らず幅広く市民の皆様に話をしていきたいと、そういったことをおっしゃっていたわけでございます。ですので、もちろん国と県の事業である以上、国と県が説明するのは、それはもちろん筋ではありますが、ただ、市民からしたら、やはり市民の代表である市長にぜひともお話を聞いていただきたい、そして、意見交換をしたい、そういった思いであります。今測量を調査が立花のほうでも恐らく終わっているんじゃないかなと思いますが、そういった地域も含めて、そして、測量調査が終わっていない地域も含めて、また、八女市全域で必要とあらばぜひともそういった意見交換、住民説明をはじめ、ぜひともしていただきたいと思っておりますが、最後、市長いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、そのバイパスが通る地区以外の市民の方についてもこの事業については関心の高い部分だと思えます。ただ一方で、私も本当に市民の皆さんとの対話は時間が許す限り大事にしたい、移動市長室のような取組も順次行っているところでございますが、その市民の皆さんからいろいろ話を聞いてほしい。いろんな市長の話を聞きたいのは様々な事業に及ぶ、このバイパスに限らず、例えば、教育ですとか、福祉、経済対策、いろんなところで話を聞きたいという意見交換の場をつくってほしいという声はいただいているところでございます。この特定のこういった事業バイパスですとか、特定の事業に限らずいろんな場で市民の皆さんとお話しする場をこれからつくらせていただいて、その中で、市民の皆さんからこのバイパスについての懸念ですとか、御質問、意見いただいた際には市長としてしっかりできる限りの説明をしていく、そういった形で市民の皆さんの少しでも不安を解消していきたいと思えます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。私も日々活動している中で、新しい市長はちゃんと休みを取っているのかとか、本当に頑張っているねというお声を私自身もいただくところでもあります。ですので、市長が本当に当選以来御多用なのは私自身も重々承知をしているところでありますが、しかし、やはり市民とはぜひともいろいろな角度から向き合っていただきたいし、市長御自身がそうおっしゃっているわけでございますので、ぜひとも、それは一つの事業かもしれないませんが、実際にそういったお声を聞いていただきたいという声が地元にある以上、ぜひともお時間許す限りしっかりと対話はしていただきたいということで最後、要望申し上げます。

市長はもちろん、職員の皆様におかれましても、心身健康でかつ市民に寄り添った事業遂行をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

2番花下主茂議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

日本共産党の森茂生でございます。しばらくの間お付き合いよろしく申し上げます。

今回、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1番目に、有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

環境省と農林水産省は、有害鳥獣による作物被害総額は155億円、そのうちニホンジカが約53億円、イノシシ約46億円と発表しております。

国が2013年に策定した抜本的な鳥獣捕獲強化対策において、ニホンジカやイノシシの生育数を2023年度までに半減するとして、いろんな手だてを取ってきております。

しかし、この40年間でニホンジカが約2.7倍、イノシシは1.9倍に分布域を拡大しているのが現状であります。八女市において、有害鳥獣対策を今後どのように進めるのかをお伺いいたします。

2番目に、特殊詐欺について質問をいたします。

今年2月16日の新聞には、内戦状態のミャンマーで中国の組織が国境地域に拠点を形成し、偽の求人でタイに呼び寄せた外国人を拉致し、特殊詐欺に従事させられている。タイ政府は推定7,000人が捉えられていると見て対策を強化しております。日本人が巻き込まれている実態も明らかになったようであります。このように報道しております。八女市において、特殊詐欺の現状と対策について伺います。

3番目に、有機フッ素化合物、P F A Sについて質問をします。

P F A Sとは有機フッ素化合物の総称のことで、P F A Sの中で、代表的なのがP F O SとP F O Aという2つの種類であります。このP F A Sは全部で1万種類以上もあると言われております。2009年、2019年に国際条約で製造、輸入が禁止となっております。

この物質は非常に分解しにくく、永遠に残る化学物質、フォーエバー・ケミカルと言われております。この化学物質が日本でも水道水や河川、地下水などで相次いで検出されて、大きな問題となっております。昨年11月30日の新聞では、八女市の水道水から検出されたと報道されております。P F A S対策についてお伺いをいたします。

詳細につきましては、発言席にて質問を行います。

○市長（簗原悠太郎君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の有害鳥獣対策被害について、今後の有害鳥獣対策はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

八女市の有害鳥獣対策は、防護柵、電気柵などによる侵入防止の自衛策と、捕獲による個体数調整、野生動物を寄せつけない鳥獣の生息環境管理、この3つを柱に推進してまいります。

昨今、鳥獣による農林産物の被害や生活環境に係る被害は、地域で抱える深刻な問題でも

ありますので、地域の皆様で協力し合う、地域ぐるみの有害鳥獣対策を推奨しております。このほか、活用できる制度の研究やその対策の取組を支援してまいります。

次に、八女市有害鳥獣捕獲事業補助金はどのような基準で交付されているのかというお尋ねでございます。

八女市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱におきまして、有害鳥獣捕獲に対する奨励補助金交付の対象者は、市長が有害鳥獣捕獲員として委嘱した者が所属する猟友会、またはこれに準ずる団体と定めております。

これに準ずる団体の基準としましては、鳥獣保護管理法に基づく適正な捕獲活動を行い、団体内部での規律や安全管理体制を確立し、八女市全域において捕獲活動に取り組んでいる団体としています。また、有害鳥獣を捕獲するには、原則として、狩猟免許の保有、狩猟者保険や共済保険への加入、福岡県への狩猟者登録が必要です。

一方で、農林業者が行う自衛のための捕獲活動は、自らの農林業被害を防止するための捕獲であるため、狩猟者登録が免除されております。よって、捕獲活動が自らの農林地に限られるため、この補助金の交付対象者の基準に該当しないという判断をしております。

次に、イノシシや鹿の肉など有効活用の現状と今後の活用はというお尋ねでございます。

イノシシや鹿の捕獲後、その一部は捕獲員によってジビエ肉として活用されております。また、八女市内には民間の食肉加工施設が2つあり、これらの施設において、八女商工会議所及び猟友会と協力連携し、今後も地域資源としてのジビエ肉の有効活用を推進してまいります。

次に、イノシシ、鹿など捕獲後の処理の現状と今後の処理の考えはというお尋ねでございます。

現在、捕獲されたイノシシや鹿の一部は、ジビエ肉として利活用されたり、自家消費に供されるなどしておりますが、大部分は穴を掘って埋設処分されております。この埋設処分には多大な労力が必要となりますので、捕獲活動に従事する方々の負担が非常に大きくなっております。

特に、捕獲員の高齢化が進行している現状に鑑みますと、現行の埋設処分方法は限界に近づいていると認識しております。このため、捕獲員の負担を軽減できる処分方法を研究してまいります。

続いて、特殊詐欺について。特殊詐欺の現状とその対策はというお尋ねでございます。

特殊詐欺の現状としましては、全国的に急増しており、福岡県警察が公表している資料では、昨年中における県内の認知件数、被害額ともに、平成16年度の統計開始以来、史上最多を記録したとのことでございます。

八女市における特殊詐欺への対策としては、特殊詐欺に関する情報を福岡県警察から入手

した際は、八女市公式ホームページに随時掲載するとともに、市内で特殊詐欺につながるような不審電話等の事案が発生したという情報を得た場合は、直ちに八女警察署と連携して、FM八女やホームページ、八女市公式LINEで注意喚起を行っております。

次に、有機フッ素化合物（PFAS）について、市の水道水からPFASが検出されているが、その対策はというお尋ねでございます。

八女市における水道水のPFASの水質検査は、PFASのうち、PFOS及びPFOAの測定を行っております。

検査結果につきましては、国の設定する暫定目標値の50ナノグラムパーリットルを大きく下回っており、引き続き安心して御利用いただけます。

今後も適正な水質管理を行い、安心・安全な水道水の供給に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず第1番目に、有害鳥獣対策についてお伺いをします。

それこそ私が若い頃、20か30歳そこらまでは、少なくとも私の近所にはイノシシは全くいませんでした。その後、徐々に増えて、今では相当な被害が出ているのが現状です。

農産物の被害状況につきましては、この前も言いましたけれども、そのほかいろんなところに被害が出ているわけでありまして。私たちの集落に入るところは約1キロメートルぐらい、片側が崖になっております。そのために、ほとんど毎日と言っていいほど、その崖をほじくるといいますかね、そして、道に大きな石がごろごろ、ほぼ毎日と言っていいほどそういう状況です。ですから、そういう石の上に乗上げて、高校生が事故を起こしたという例もあります。

実は、NHKのクローズアップ現代でこれは報道されておりましたけれども、JR西日本で発生した5年間の落石件数が113件、そのうち約40%がイノシシの野生動物が原因だったと判明したという報道もあっております。

あるいは、水路をコンクリしているところはいいんですけれども、コンクリしていないところは、それこそ石垣を崩してしまって水路が埋まってしまう、もろもろの状態が出ているのが今のイノシシ被害。今後は鹿の被害も想定されますけれども、今のところはやっぱりイノシシ被害が一番多いのかなと思っております。

そういう中で、区長さん方から、猟友会には助成金、国がジビエに利用する場合は9千円、それと、八女市から12千円、合わせて、最高ですけれども21千円。鹿の場合もジビエにする場合、同じように合計の21千円が1頭当たり補助されております。

ですから、これをもう少し増やすにはどうすればいいのか。やっぱり地域の人たちも相当頑張っていて、自衛ではありますけれども、捕獲されております。地域のグループによっては、

年間30頭、あるいは50頭ぐらい、大体確保されているようです。

ですから、そこには先ほど言いますように、猟友会に加入してないために、ほとんど補助金あたりは何頭捕ろうが出ていないのが現状かと思います。

そこで、もう少し頑張って地域の人たちもやっぴらっしゃるので、いろんなところから私も要望も聞きますし、区長さん方もいろんなところで農家の自衛のイノシシにも補助を出してくれないかというのが、恐らく耳に届いていらっしゃるかと思います。

国がどうしても無理、国の補助金なんか規制があつて無理というならば、別個に何らかの農家の、そこにそういう1頭当たり幾ら、もしくは何らかの補助、それをすると、また頑張って狩猟のほうにも力が入るのではないかというふうに思っております。この点、農家に対する補助はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

今の御質問につきましては、この後、八女市の有害鳥獣捕獲事業の補助金というところにも若干触れるかと思えますけれども、まず、八女市が定めております有害鳥獣の捕獲員というところになりますと、現在、猟友会のほうにしか委嘱をしていないというところになります。

また、農林業者が行います自衛のためのイノシシの箱ワナによります捕獲の場合は、わな猟の免許を有していれば、狩猟者登録が不要ということで福岡県はなっております。自らの農地で捕獲を行うということに限定されておりますので、そういった基準から、農林業者の皆様にはそういった国からの交付金とか、あと、市の奨励金をお出ししていないということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

了解しました。

これ以上言っても無駄ですので、一応そういう声があるということだけは御存じかと思えますので、よろしく申し上げます。

それから、この有害鳥獣の補助金ですけれども、ちょっと調べてみましたら、県が出しているところもあります。岐阜県では奨励金として1頭当たり10千円、栃木県では捕獲強化奨励金として1頭当たり3千円と出している県もあります。福岡県は出しておりませんが、やっぱり狩猟免許とか、いろんな問題はどうしても県が権限を持っておりますので、よその県で一部出しておりますので、福岡県にも何か出していただくような要望なりしていただきたいと思いますけれども、この点についてどうお考えなのか、お伺いします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、八女市にとりましても、市民の皆さんが大変困っておる重大な問題だと認識しておるところでございます。

八女市といたしましては、県市長会を通じまして、福岡県のほうに有害鳥獣に対します様々な要望活動を行っておるところでございます。（同ページ後段で訂正）

その例としましては、処理場の問題とか、あと今、議員が言われました捕獲に対する補助とか、そういったものをお伝えしておるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

何かの機会にぜひとも要望していただきたいと思います。

それから、この補助金についてですけれども、全国至るところかどうか分かりませんが、私がつかんでいるところでは2か所ほど、この奨励金に対して税務調査が入っているようです。こういうところにまで税金を取らなくてもいいと私は思いますけれども、現実的に、滋賀県、山口県で国税庁あたりが調査に乗り出して課税をしているようです。

ですから、当然収入は収入ですので、猟友会あたりも一応は適正な申告は、ぜひ助言をしていただきたいと思っております。

それから、先ほど食肉処理の関係で要望しているということを言われましたけれども、ちょうど10年ほど前はかなり話が盛り上がり、やっぱり県のほうにもこの処理場をぜひつくってくれというのが、相当話がありました。

結果的にできていませんけれども、今後もっと増えるような可能性がありますので、ぜひともこの処理場を県、もしくは広域圏、あるいは県が中心になって、何とか八女が一番恐らく森林面積が多いかと思っておりますので、八女の地域にそういうのをつくっていただく、要望されているならどのような要望をされているのか、どういう雰囲気なのか、そこら辺がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

先ほどの要望を行っておるところは、ちょっと言葉が足りませんで申し訳ありませんでした。そういった諸問題に対する調査研究とか、そういった協議会の場を、また機関をつくっていただきたいという要望でございました。（同ページ前段を訂正）

訂正しておわび申し上げます。

○19番（森 茂生君）

要望は、食肉処理施設に関しては要望していないということのようですけれども、全国で169施設と出ています。県のホームページでは、県内に20か所の処理施設があると出ており

ます。

全国的に見ますと、どのような利用をされているかという、全体の約1割程度がジビエとして利用されているということを農水省は言っております。

八女市の場合、多いときはイノシシが3,000頭以上あります。しかも、合わせると相当な数、個人が捕ったのまですると、恐らく4,000頭近くが毎年捕獲されている状況だと思えますけれども、これらが最終的にどのように処分されているのか、概略をつかんでいらっしゃるでしたら、どのような状況かお尋ねします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○林業振興課長（月足和憲君）

失礼いたしました。お答えいたします。

八女市におきますジビエの肉としての利用につきまして御説明申し上げます。

令和5年度から、このジビエ肉の利用に対しましても、国からの助成金が来るようになりましたので、その分で数字が分かるようになっております。

まず、イノシシにつきましては、年間実績が2,537頭に対しまして、ジビエとしては104頭、率にしまして4%ぐらいですね。それと、鹿肉がジビエになっております。鹿肉の年間の捕獲頭数が226頭で、そのうち148頭、こちらは65%がジビエ肉として利用されております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

いずれにしましても、実際に商品となるのは恐らく4分の1から3分の1だと思います。

まず第1番目に、雄は全く通常、商品にはならないし、あまり若すぎても駄目だし、年寄りでも駄目ということだと思います。自家消費される場合は雄でも構いませんけれども、これを商品として出す限りにおいては、雄はとても臭くておいしくないというのが現状です。皆さんなかなかこちら辺が御理解いただいていないというのが現状ですけれども、牛や豚は雄も利用しているじゃないかと言われますけれども、あれは両方とも去勢するから雄でも使えるわけですし、イノシシを去勢して回るわけにはできませんので、もう半分、雄はきちっとした商品にはまずならないと思っております。

ですから、残ったのはやっぱり4分の1からせいぜい3分の1ぐらいしか利用はできないと私は思っています。

ですから、大部分は結局どこかに処理せざるを得ないわけです。環境課はいらっしゃいますかね。これが、猟師さんが捕ってきたのを持ち帰って処理をして廃棄する場合、どのようになるのか。本来ならば、自分でするのが本当かもしれませんが、大体山から本来は持って戻って処理をなささいというふうに狩猟法にはなっております。ですから、そういう多くの肉がどのように処理されているのか、その場合、どういう処理、一般廃棄物とか、産業廃棄物はいろいろありますけれども、どういう位置づけなのかをお伺いします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲後の処分につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律、こちらにおきましては、土地を清潔に保つようにと記されております。

あわせて、鳥獣保護法においても、先ほど議員がおっしゃったとおり、捕獲等した場所に当該鳥獣を放置してはならないとも記されており、持ち出して適正な処理を行うことと解釈されるのではないかと考えております。

あわせて、産業廃棄物にも該当しないことから、一般廃棄物に該当すると解釈しております。

しかしながら、八女西部クリーンセンターで一般廃棄物を処理しておりますけど、こちらのほうが大体できてから25年たっております。この25年間において、鳥獣捕獲をされる方の高齢化、そういったものに伴いまして、人員が減ったり、確保できる労働力も減少しております。また、有害鳥獣による被害が拡大するなど、急激に社会情勢が変化しております。

現在の施設では、八女クリーンセンターのほうでは、鳥獣の受入れ制限、今現実問題としてクリーンセンターのほうで処分しております鳥獣につきましては、道路上で何らかの要因、例えば自然死であったり、事故死であったり、そういうイノシシなどは処分しておりますけど、それ以外については現実的に受け入れていない、それぞれの捕獲者のところで埋却などの処分を行われているものと認識しております。

以上となります。

○19番（森 茂生君）

全国の自治体で捕獲したイノシシ、鹿をどうするのか、正直言って頭を悩ませているのが現状かと思えます。

一般廃棄物に該当しますので、当然、市町村の責任ということになるかと思えます。ジビエで加工した後の残渣は産業の中から出たものですので、恐らく産業廃棄物のほうでいいということの解釈だろうと思えます。

そこで、いろいろ調べてみますと、いろんな対策が取られております。北海道あたりでは、エゾシカの被害がひどく、それで焼却するにも、そのまま燃やすというのはとてもじゃない

けど現実的ではありませんので、堆肥と一緒に攪拌して、その量そのものを減らす、そして、最終的には少なくなったのを焼却処分にする。

あるいは、イノシシの場合は肥料、もしくは飼料に使ってあります。しかし、鹿に関しては、牛で言えば、狂牛病みたいな異常プリオン、あれがあるから厳しく制限されております。ですから、鹿に関しては、肥料とか飼料にもできない。減量化をして、もう焼却処分する以外ないということで、堆肥に混ぜて量を少なくして処分をする。

これは福島原発事故で、住民の方が避難しているところが相当ありますけれども、そこではイノシシが我が物顔で、昼間から堂々と闊歩して回るという状況で、ここにも避難が難しくなるほどイノシシの被害が多いそうです。

そこで取り入れられているのが、いわゆる堆肥と一緒に漬け込んで、減容化というそうすけれども、この中に漬け込むと、実に肉と内臓は24時間、骨や皮も1週間程度で水と炭酸ガスに分類されるという方法もあるそうです。それを取り入れて処理をして、あとは鹿の場合は焼却処分にする、イノシシの場合は、肥料とか飼料にも回すということが今各地で取り上げられております。原発のところは飼料に回すというのはないんでしょうけれども、そういういろんな処理方法が今各地で模索され、実用化に向けた動きもあります。

それで、ぜひこれは今日、明日、1年後、2年後じゃなく、やっぱり今のうちから研究をされて、どういった処理方法が一番いいのか、これは林業振興課、そして環境課も一緒になって、合同でどうしたら一番いいのか、これをぜひ研究していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。先ほどの県に対する要望なりと併せて、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

さきの答弁で申し上げた、今後の様々な有害鳥獣対策、今後、侵入防止をはじめとした自衛策、個体数調整、清掃環境管理という中で、私はさきの別の市議の御質問の中でもお答えしたとおり、今後は清掃環境管理が非常に重要だと申し上げましたが、やはり一方で、どんどん増える個体数調整を行っていくということも非常に重要だと思っております。

そのときに、やはり捕獲した動物の処理、ここが負担になって、なかなかその捕獲が進まないという現状、そういった現場の声も聞いているところですので、そこには早急の対策が必要だと思っております。

個人的には、せっかく捕獲した野生動物、それをジビエのような形で、より経済効果もあるような形で活用できればと思うんですが、やはり様々な課題があるというのは、議員からも御指摘のとおりでございます。

それ以外にも、埋設ですとか化学処理、焼却、いろんな処理方法それぞれに一長一短あり

ますので、そのメリット、デメリットをしっかりと研究した上で、また、こういった野生動物の鳥獣被害というのは八女市に限らない。やはり広域的に取り組まないと、八女市だけが頑張っても、結局、ほかの地域からまた入ってきてしまうということになりますので、しっかりそれは県へ要望するとともに、また、八女の場合は、大分、熊本とも接しており、そちらのほうがより山林が多い地域でございますので、そういった県を越えた取組というものも念頭に、しっかり今後の対策を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

よろしく申し上げます。

2番目に、特殊詐欺についてお伺いします。

2月1日午後4時頃、私のスマホに、警視庁からですと電話がかかってきました。今から兵庫県警まで来ることが出来ますかということでした。もし駄目なら、電話で捜査協力をお願いします。実は、ある事件で捜索して押収した中に、森茂生名義の楽天カードがありまして、そのカードで19名の方が60,000千円の被害を出しております。あなたのカードですか。いいえ、持っていませんと言ったら、そしたら、捜査に協力してもらって、あなたの無実といいましょうか、関係ないことを証明されたほうがいいかと思います。担当している兵庫県警に代わりますので、電話を切らずに待ってくださいということでした。

そして、電話が代わって、兵庫県警捜査2課のヒロタですと言って、オオハシヨウスケという人物は知っていますか。知りませんと言えば、本当ですか、間違いありませんね、身長172センチ、鼻の右側にほくろがあります。実は兵庫県警は、この事件の捜査本部が設定されております。メモを取ってください。事件名、オオハシヨウスケグループ洗浄事件、事件番号令和5刑(わ)8825ということで、実に具体的な電話でした。

そして、今どこで電話していますかと言ったから、自宅ですと言ったら、ほかに誰かいらっしゃいますかと。いると言ったら、それでは車に移動してください。今からの電話は捜査情報だから決して他の人には話さないでください。話をしたら、あなたもその話を聞いた人も、後で事情を聞くこととなります。それでは調書を作成しますので、キャッシュカードを持って車に移動してくださいという内容です。

最初は私も3分の1ほどは、これ本当のことかなと正直思いました。そして、3分の2ほどになって、何となくしっくりいかんということ、そして、最後のほうに、これはどうもおかしいなと思ったところです。

それで、分かりました、兵庫県警の捜査本部の電話番号を教えてください。私がかけて、ちょっと確認しますと言ったら、黙って、ひょっとするとあんた詐欺じゃないんですかと言ったら黙っていました。そして最後に、今からあなたの家に捜査員を派遣しますので、下

着をそろえてちょっと待っててくださいと言って電話が切れました。

正直、恐らく9割の人がだまされないだろうと言われてはいますが、私も最初の時は、これは本当のことかなと思ったんです。それで、こういう電話が今至るところにあるという話であります。後で確認しましたら、プラス8835269の0110番という番号でした。頭にプラスがつくのは外国からだそうです。私も後で知ったんですけれども。そして、国ごとに番号が割り振られているそうです。私にかかってきたプラス88はバングラデシュの番号です。日本が81、ソマリアが252、アメリカが1、イギリスがどうのこうの、もう全部決まっているそうです。ですから、プラス何だとかかかってきたのは外国からの電話ということで、まず取らないようにというのが一番だそうです。

実は今月24日から、ちょっと新聞を注目していました。2月4日に八女市の女性75歳が整形外科を名乗る云々として、被害額3,100千円。2月6日、八女市で息子を語る偽電話83歳女性2,600千円被害。2月12日、八女で40代女性SNSを使用中、副業勧誘の広告をクリックし、誘われて、5回、ネットバンキングで送信、550千円被害。2月14日、八女市の男性、58歳、ウイルスバスター対策室を名乗る男から偽電話で約790千円被害。2月16日、NTTを名乗る男から電話で電話料の未払いが続いて、いろいろ言って、現金300千円をだまし取られる。2月のたった半月で、これは新聞に載ったのをそのまま言ったんですけど、これだけの被害。合計しますと7,340千円です。5件で7,340千円。そして、2月25日は、恋愛感情を悪用された男性が31,650千円被害という新聞報道もあっています。ですから、2月だけで、実に40,000千円近くの詐欺被害がこの八女市で行われているというのが現状のようです。

私も今まで見過ごしてはいたけれども、単純に新聞に載ったのを集計しただけでもこれだけあるんですよ。これにもっと被害が出てこない、あるいは、もっと黙ってちょっと少額だから黙っとこうか、そういうものまで含めると相当な額が、被害が多いような気がしてなりません。

そういうわけですので、特にこの特殊詐欺については、今いろんなところで相当な問題が起きておりますので、八女市としては、どういう対策を取られているのか、どういった対策を取られるつもりなのか、お伺いをいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

特殊詐欺というのが、警察にお聞きしましたところ、オレオレ詐欺とかの偽電話詐欺のことを指すということでございまして、あと、それと別枠でSNS型投資ロマンス詐欺があると整理をされておるということでございます。

森議員先ほどおっしゃいましたように、最近ではSNS型の投資ロマンス詐欺が大変急増しておるような状況でございまして、特殊詐欺等被害を未然に防止するために、八女警察署

など関係機関と連携しまして、市民の皆様へ啓発に取り組んでいるところでございます。

具体的には、先ほど市長答弁にもございましたが、福岡県警察が詐欺未遂事件等を認知した場合は、ふっけい安心メールというものが、本市にも情報が届きますので、速やかに市のホームページの八女市防犯情報や筑後地区防犯情報にその内容を掲載して注意喚起を行っているところでございます。

また、市民の方から特殊詐欺につながるような不審電話やメールが届いたとなどの情報が市へ寄せられた場合は、FM八女の緊急割り込み放送やホームページ、公式LINEで注意喚起を行っているところでございます。

そのほかには、介護長寿課が介護保険料の一斉通知を送付する際に、特殊詐欺等に関するチラシを同封したり、また、市の庁舎の玄関ロビーのデジタルサイネージで啓発情報を流しておるところでございます。

さらには、高齢者等が被害に遭われることが多くありますので、高齢者が集まれる講座やシニアドライビングスクールなどで注意喚起を行うなど、様々な機会や方法で啓発に取り組んでおるところでございます。また……（「もういいです、分かりました」と呼ぶ者あり）

○19番（森 茂生君）

すみません、時間が押しておりますので。

独立行政法人国民生活センター、これは国が設置しているものですが、地方の消費生活センターが土曜、日曜休みですが、この国民生活センターは、土曜、日曜でも受付を行っている。国の機関ということですが、このホームページを読みますと、全国消費者センターに寄せられる還付金詐欺に関する相談が急増しておりますと述べております。不安を感じたら、家族、知人、警察、最寄りの消費生活センターに相談をしてくださいというくだりがあります。

それから、これは昨年の2月6日、消費者行政に関する首長声明、三田村統之ということになっていきますけれども、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺は、手口を変えながら巧妙化しております。いろいろ八女でも発生しておりますけれども、このような消費者トラブルを対応するため、八女市消費生活センターを設置して対応に当たっております。

そこでお伺いしますが、消費生活センターがやっぱり私は先頭に立つべきだろうと思っております。やっぱりそこがうまく機能していなかった部分があるんじゃないかなと私は思っております。

ですから、当然、消費生活センターが設置されていますので、そこに電話をかけた場合、これは警察ということになっておりますけれども、警察と連携をして、警察からも情報をいただく、警察にも情報を提供するという連携、これがちょっと不足していたんじゃないかと私は思っています。

ですから、もう一度消費生活センターの役割を見直して、連携をして、この特殊詐欺を減らすために、被害に遭わないために、事前の対策、啓蒙、これをぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、市長いかがお考えでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘があったとおり、2月だけで、八女市内だけで40,000千円近い被害があったということで、そういった特殊詐欺、SNS型投資ロマンス詐欺への対策は急務であると認識しております。

そういった中で、今国民生活センターに加えて、八女市消費生活センターも稼働しているわけですが、当然、その機能をより充実させていくということが必要ですが、まず今回の、例えば2月だけ見ても40,000千円近い被害があったというときに、この八女市消費生活センターにそもそもどれぐらい相談があったのか、その相談があったのに被害が防げなかったのか、そもそも相談がなかったのかというところをしっかりと検証する必要があると思っております。

相談があったにもかかわらず防げなかったのであれば、八女市消費生活センターそのものの在り方機能というものをしっかりと見直す必要がございますし、そもそも相談がなかったのであれば、やはりまずはそこに相談してもらい、しっかりとその消費生活センターの存在というものを市民の皆さんに知ってもらい、というところが必要だと思っております。

まずはしっかりとそういった大きな被害が起きている現状を踏まえて、消費生活センターがどのように機能をしたのかというところをしっかりと分析した上で、今後その在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

よろしく申し上げます。

最後の質問ですけれども、2024年11月30日、昨年の11月30日ですけれども、PFAS水道水2割で検出、46都道府県332事業で確認という新聞記事で、ここに載っていますPFASが検出された水道事業者、福岡県八女市水道事業課12ナノグラムと、ずらっと載っています。一番に八女市が載っております。

八女市水道事業ということですので、ちょっとこれだけじゃ分かりませんので、どこで、どのようなことで検出をされたのか、この内容についてお伺いをいたします。

○上下水道局長（松尾正久君）

御説明申し上げます。

まず、新聞に載った内容としましては、令和6年5月から9月にかけて、各水道事業の水

水道の水質検査におけるPFASの検出状況について、環境省、国土交通省が全国的に調査を行っております。この調査の結果を取りまとめて11月に公表を行ったものが新聞に掲載されておる状況です。

新聞報道の見出しが議員おっしゃるように、PFAS水道2割で検出という見出しであったため、不安に思われた方もいらっしゃったようですが、結果としましては、全ての水道事業者の水質検査の結果が暫定目標値である50ナノグラム未満という結果で、飲料水として問題なく、水道水の安全性が確認されたと認識しております。

ここで、ナノグラムという重量の単位、聞き慣れない単位と暫定目標値という怖い言葉を使っておりますので、それについての説明を……（「説明は要りません」と呼ぶ者あり）ナノグラムだけ説明させていただきますと、重さの単位で10億分の1グラムの単位でございます。基準の50ナノグラムというのは、東京ドーム1つに水が120万立米入るわけですけれども、そこに水をためたときに、60グラムが含まれている濃度が50ナノグラムという暫定目標値となっております。

PFASの値についてですけれども、（「もうよろしいです。時間がありませんのでいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

これがどこで見つかったかという質問ですけど。（「要点だけ言ってください」と呼ぶ者あり）

○上下水道局長（松尾正久君）

八女市の水道事業としましては、県南広域水道企業団から受水している区域が、旧八女、立花、上陽、黒木の豊岡地区、こちらについては、県南水道企業団のほうで水質検査を行っております。

それと、自主水源を持っております黒木、星野、こういった部分については、八女市のほうで検査の認定を受けた機関により検査を行っておるところでございます。（「どこで検出されたのですかと聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

場所については、この検査結果については、自主水源を持っている区域の12か所を採取して実施しておりますので、一番高いところでも12ナノグラムという数字を出しております。

結果、暫定目標値を下回っておりますので、安全な水道水を供給できているということでもございますので、場所についてはこの場では控えさせていただきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

場所を控えさせていただきたいというと、水道水から発見されて——そしたらお尋ねします。アメリカの基準は、どれくらいあるか御存じでしょうか。

○上下水道局長（松尾正久君）

説明いたします。

アメリカでは、現時点での分析能力定量下限値4ナノグラムパーリットルを考慮して、P F O S 4ナノグラムパーリットル、P F O A 4ナノグラムということになっていると認識しております。

○19番（森 茂生君）

12ナノグラムだから、安心して飲んでくれと。

それは確かに日本の基準は50ナノグラムです。アメリカは4ナノグラムなんです。アメリカの基準からすると3倍なんですよ。

ですから、物差しが違うから、それをそういうふうな結果になるんですけども、安全性を考えるなら、ぜひそういう人たちにもちゃんと情報提供して、心配があれば浄水器を世話する、あるいは水源を変える、あるいは個人的に飲料水には使わない、その情報提供がないから、かえって不安になるんじゃないでしょうか。

そしたら、今のところ、その場所は公表するつもりはないということによろしいんですか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えします。

水質検査の結果の公表については、毎年、水質検査計画書をつくっておりますが、その中で過去の水質検査の数値の動向を見て次年度の水質検査を行って、こう進めております。この水質検査計画書の中に過去3年分の各項目の数値が掲載されており、ホームページで公表しているところでございます。

P F A S、P F O Aについては、令和6年度に検査を行っておりますので、令和7年度の計画書になるということになります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

初めからそう言っていたら、そういう格好で公表するということでしょう。

私が10日ぐらい前、発言通告するときに、八女市の過去3年間の調査結果というのがここに出ています。それには、10日ぐらい前のときは載っていませんでした。

しかし、日曜日に調べた新しいのは、一番最後に継ぎ足したみたいにP F A Sが載っています。この以前のは載っていません。そして、場所も丹念に見れば、恐らく神露淵の水源だと思います。いかがでしょうか。

○上下水道局長（松尾正久君）

議員おっしゃるとおり、報告書に載っている部分について、昨日まで載っていなかったというお話ですけども、水質検査計画につきましては2月に縦覧を行いまして、それを取りまとめ、意見を聴取した後に（「端的にお答えください」と呼ぶ者あり）計画になるという

ことになりますので、3月にそれを踏まえて計画書をつくっているということになります。場所については議員おっしゃるとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

そこに何らかの説明会を開く予定はありますか、ありませんか。

○上下水道局長（松尾正久君）

先ほども申しておりますように、安全な水道水であったということで、安心して飲んでいただきたいということで、水質検査の公表については、この計画書をもって行いたいと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

よそのを調べてみますけれども、瀬高、みやま市、ちゃんと幾ら出ました、1つの水源で、八女市も最近載せていますけれども、以前から、例えばみやま市の場合は、瀬高第1水源地予備水源というところで、ここで47ナノグラムが出ましたよ、筑後市もちゃんと出しています。八女市も今出されたので、いろいろ言いませんけれども、以前からきちっと筑後市も公表しておりました。そして、その水源も特定できるように、きちっとそこも明示したところで公表されております。

市長いかがでしょうか。やっぱり12ナノグラム、基準以下ですけれども、一通り説明は、私はすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この水道水の安全性については、当然安心・安全な水を提供する、また、使用する市民の皆さんの安心を最優先に考えるという前提で、その公表の在り方についてはその基準を考える必要があると思います。

私自身の考えは、基準値を下回っている時点で、それを広く公表する、また、地元の説明するというのは、そこは慎重にならないといけない、なるべきだと考えております。

このPFOS、PFASについては、自然界には存在しない物質ではございますが、50ナノグラム以下であれば、さきに上下水道局長のほうから説明のあったとおり、成人の方が毎日2リットル、一生飲んでも影響がないという基準が、そこはもう国が明確に定めているわけでございます。

このPFASがなかなかそういう自然界に存在しない得体の知れない物資ということで、より不安に、基準値以下でも検出されれば不安に思われてしまうというのは、そこはしょうがない部分だと思うんですが、例えば、PFAS以外ではヒ素とか——ヒ素という物すごい猛毒ということで、市民の皆さんも水道水にヒ素が入っていると相当不安になられると思

うんですが、このヒ素というのは、自然界にごく微量に存在していて、その基準値以下で八女では検出されておられませんけれども、日本全国を見渡せば、そのヒ素が基準値以下で検出されるということもあるわけでございます。

そういう明確な厳しい基準が、このヒ素、PFASに限らず、いろいろなもので定められている中で、基準値以下でも検出されたら、それを全て公表する、地元の説明となると、それはいたずらに不安をあおることにもつながると思いますので、しっかり国の基準というものを確認して、その基準を超えた場合は当然に、早急に説明をする、公表することが必要だと思っておりますが、その基準内については、そこは慎重に、地元だったり利用者の方への説明というものは、在り方は考えてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

このように、新聞で公に報道された方から、余計不安に思われる方も多いかとも思いますけれども、せめてホームページ、個別に説明はしなくても、せめてホームページぐらい、このような報道があっただけでも、云々というのは、当然、私はやるべきだと思っております。

そして、場所も特定して、よそもそげんやっているんですから。いたずらに隠すから下手に風評被害というのが出てくる可能性があると思います。せめてホームページぐらいは、このような新聞報道があっただけでも、基準以下ですので云々でもいいし、それはやるべきだと思っております。福岡県南広域水道企業団から来ている部分はいいんですけれども、簡易水道、これはどれくらい検査をされたのか、水源は全て検査をされたのか、お伺いします。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

自己水源を持っている黒木、星野の水源につきましては計12か所あります。その全ての水源の給水栓からの水を取水して検査を行っておるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

八女市には、恐らく自衛隊の基地があるわけでもないし、そんな問題は起こらないのかなという気はしています。

ここの2番目に、岡垣町水道事業から17ナノグラムというのが載っていますけれども、ちょっと調べてみたら、3か所ここに水源があるみたいです。糠塚水源1号、2号、3号という井戸があるそうですけれども、2号井戸からは130ナノグラム、3号井戸からは390

ナノグラム、そして、全体としては、基準以下に持っていくように混ぜながら、薄めながらということのようです。

ですから、なぜここがこういう高濃度のあれが出てきたかという、隣に芦屋基地が隣接している。それから、泡消火器で訓練を行ったときの泡が恐らく染み込んで、隣町の岡垣町の水道から発見をされたといういきさつのようです。ですから、いろんなところで今問題になっております。

もう一点だけ、PFAS汚染全国マップというのがあります。これは、全国的に河川やら地下水、ため池などから採取したのですけれども、ここにももう一つ八女市が出てきます。これは把握されているかどうか、お尋ねします。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

議員からお話しいただいていたネットの情報でございますけども、こちらの地図ですね。これにつきましては、令和4年度に調査した情報をNHKが取材して公表しているような状況かと思えます。

ここでは、ブルーに塗られた区域というのは、報告下限値未満というところで示されておりますけれども、八女市についても、この情報につきましては5ナノグラム未満ということで、逆に言うとその資料は問題ないと私は認識しております。

○19番（森 茂生君）

どこから出たかは言われませんでしたね。ちゃんと出てくるんですよ。赤、黄色、ブルー、3種類に分けて、そして、それ以外はしていないところは白地のままでございますけれども、八女市はブルーになっています。そこをクリックしますと、調査地点名日向神ダムということのようです。PFAS、PFOA、2.5、2.5、合わせて5ナノグラムというのが載っております。

ですから、こういうのは全国的に広がっているわけですので、公にして、やっぱり逆に隠すと、下手に風評被害等が出てくるわけです。大っぴらになっているわけですので、やっぱりこういうのも隠さずに、問合せがあれば、私は知らせるべきだと思っております。

全国的に大きな問題になっておりますけれども、今後も恐らく、まだまだこれは被害が拡大していこうという事になっております。そして、世界でも非常に規制が厳しくなっています。日本は暫定値ですので、それを超えても、特別超えたからといって問題になりません。水道法で決められたのに位置づけられたら、超えたら絶対駄目ですけども、あくまで暫定値ということでなっておりますので。

しかし、恐らくこれは暫定値ではなく、近々きちっとした規制がかかってくるはずですよ。それで全国的に、あるいは世界的に今度は厳しくなってくるので、八女市にもやっぱり緊張感を持って、飲める水道水を確保するために、ぜひとも今後ともよろしく願いまして、

私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

13時25分まで休憩します。

午後0時24分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

14番牛島孝之議員の質問を許します。

○14番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。本3月定例議会最後の質問になりますので、気合を入れて頑張りたいと思っております。

傍聴に見えてある皆様並びにインターネットで御視聴してある皆様、張り切って頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

では、今回質問しております内容について説明をいたします。

1つ、公立八女総合病院について、市の考えはということでお聞きします。2番目に、八女市の農業、林業を含む地域活性化について、3番目に八女市の教育問題についてお聞きいたします。

執行部におかれましては、市民の皆様、あるいはインターネットで見られる皆様おられますので、簡潔明瞭に、長々と答弁いただかないように簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

まず、公立八女総合病院について、市の考えは、地域医療懇談会の出席者数というお尋ねでございます。

広川町、八女市東部、八女市西部の各会場で開催されました地域医療懇談会の出席者数は、主催した公立八女総合病院企業団から、広川と八女の合計で302名であったと報告を受けております。

次に、地域医療懇談会に出席後の市長の公立八女総合病院建築に対する考えはというお尋ねでございます。

地域医療懇談会では、八女・筑後医療圏における医療の現状や課題、公立八女総合病院が担うべき役割など、今後の地域医療の在り方について、企業団、久留米大学、医師会の考え

方や方向性が示されたほか、市民との意見交換が行われており、大変意義深いものでございました。

公立八女総合病院の建築、再整備につきましても、八女・筑後地域の広域的な医療体制の在り方を踏まえつつ、久留米大学、医師会、近隣自治体ともよく協議するとともに、今回の懇談会のように市民の皆様に向けた説明会や意見交換会の場を設け、しっかりと議論の経過を説明していくことが重要であると認識しております。

次に、過去10年間の公立八女総合病院の収支決算についてというお尋ねでございます。

公立八女総合病院企業団の収支決算につきましては、毎年度決算書で報告を受けております。過去10年間、当年度純利益はマイナスであり、赤字が継続している状況となっております。

続いて、公立八女総合病院所有の資産等について市は把握しているのかというお尋ねでございます。

公立八女総合病院企業団所有の資産につきましては、決算書における固定資産明細書の範囲で把握をしております。

続いて、八女市の農業、林業を含む地域活性化について、地方創生2.0に対する八女市の考えはというお尋ねでございます。

政府は、地方創生2.0の基本構想の5本柱として、1つ目に「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」、2つ目に「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」、3つ目に「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」、4つ目に「デジタル・新技術の徹底活用」、5つ目に「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上」を掲げております。さらに、今年の夏頃には、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめるとしておりますので、市としましても、国の動向を注視しながら、制度をフルに活用し、地域の特性を生かした地方創生の取組を積極的に進めていきたいと考えております。

次に、八女市の技術系職員の数は足りているのか、正職員を増やす考えはないのかというお尋ねでございます。

職員の配置につきましては、限られた人員の中で、会計年度任用職員を含め、業務量に応じた定員管理を行い、各部、各課及び各支所における適正な配置に努めております。

なお、本庁及び黒木庁舎内に整備室を設置し、一定数の土木技術職員を集約配置しており、災害時には発災当初から迅速に対応し、早期の災害復旧に努めております。

とりわけ、土木技術職員につきましては計画的に採用試験を実施し、平成29年以降、毎年土木技術職員を採用しており、今後も住民サービスの低下につながらないよう人員の確保に努めてまいります。

続いて、中央省庁職員二拠点で支援という地方創生担当相の発言について市長の考えはと

いうお尋ねでございます。

この件は、地方創生伴走支援制度という名称で、来年度4月以降運用が開始されます。市としましては、国の視点も施策に生かせる有効な制度であると認識しており、活用の方向で調整を行っております。

続いて、職員の人事交流は現在行われているのかというお尋ねでございます。

現在の職員の人事交流につきましては、条例整備等の法制能力の育成に寄与することを目的に、福岡市役所の法制課に派遣研修として職員1名を派遣しております。

人事交流は、高度な専門知識や幅広い能力の習得及び情報交換・ネットワークづくりの機会であり、様々な交流や経験を通じ、広い視野と見識を身につけることを目的に、今後は一層ほかの行政機関や民間企業等との人事交流に積極的に取り組んでまいります。

次に、県が策定した「県境地域振興ビジョンについて」の個別計画について市の考えはというお尋ねでございます。

本計画は、県の取組として、県境の豊築地域と有明地域の2地域の地域振興支援に関する計画として策定されたものであり、八女市を含むほかの県境の自治体は含まれておりません。

本市としましては、地域性を最大限に生かし、周辺自治体との連携を図りながら、引き続き農林業や観光をはじめとした地域活性化を推進してまいります。

次に、八女東部地区の交通難民、買物難民の対策はというお尋ねでございます。

八女市の公共交通は、市民の日常生活での移動手段として、広域移動を路線バスが、地域内の移動をふる里タクシーが担ってきております。今後、地域の状況変化や多様化するニーズに向き合い、ライドシェアを含む新たな移動手段やデジタル技術の導入などの調査研究を進め、より利便性の高い地域公共交通への改善に取り組んでまいります。

また、八女市で取り組んでいる買物支援としましては、介護保険における訪問介護サービス以外に、配食サービス事業による食の提供や高齢者生活支援ヘルパー派遣事業による買物支援等がございます。また、社会福祉協議会に委託し配置しております生活支援コーディネーターを中心に移動販売や臨時店舗などのサービスを構築して取り組んでおります。

続いて、八女市の教育問題について、忠見小学校、川崎小学校の廃校後の施設利用についての計画はどのようになっているのかというお尋ねでございます。

忠見小学校及び川崎小学校は令和6年度末に閉校いたします。令和7年度につきましては教育委員会において施設管理を行います。

今定例会において、八女市遊休公共施設等利活用促進条例案を上程しておりますので、並行して公募の準備を行い、これらの小学校をはじめとする、施設として活用をしていない遊休公共施設等の利用を促進し、事業の波及効果によって周辺地域の活性化を図りたいと考えております。

次の、各小、中学校の設備については現場（小中学校）よりどのような要望・相談があつているのかにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育問題について、各小、中学校の設備については現場（小中学校）よりどのような要望・相談があつているのかのお尋ねでございます。

学校からの要望につきましては、予算要求時に調査を行っており、各学校から提出された要望書は配信している資料のとおりでございます。

また、相談につきましては、主に設備の修繕依頼や廃棄物の回収依頼などがあります。

以上、御答弁申し上げます。

○14番（牛島孝之君）

まず、公立八女総合病院についてお聞きします。

地域医療懇談会の出席者数ということで、ちょうど広報と一緒に公立八女総合病院広報誌2025年春号というのが各家庭に回っております。この中に――人数としては302名。

お聞きしたいんですけども、これは2024年12月24日の西日本新聞、公立八女総合病院についてであります。これは2024年について、「令和5年度 11億1,697万円の純損失 コロナ補助金減など影響」と。この中に、「赤字決算はコロナ前の13年度から11年連続である」。それで、ずっと書いてありまして、「筑後市立病院との連携強化や移転新築を柱とする再整備計画については八女市と広川町の意見がまとまっておらず」という新聞記事が書いてあります。当初、久留米医大からあつているのは、要するに、医師の派遣が八女市と筑後市立病院には一緒にはできないと。だから、病院の性格性をきちっと決めてくれと。そうしないと本当に医師派遣ができないと説明がございました。

何度も前市長のほうにお聞きしました。企業団の構成団体である広川町、あるいは筑後市さんとどのような話をなされておるかとお聞きしますが、今大事な時期だからと。逆に大事な時期だからどういふ話をしたのかをきちっと市民に分かるようにしていただかないと。新聞記事を見ますと、13年から11年間赤字であると。

（資料を示す）ここに資料がございますけれども、平成25年より令和5年の赤字額、合計で5,281,000千円。収入が、平成25年は8,428,000千円、令和5年になりますと6,521,000千円、1,970,000千円の減。現金預金残高、平成25年は5,449,000千円、令和5年は2,668,000千円、2,781,000千円の減です。赤字は増えている、現金預金は減っている。それでも建てなきゃいかんと。

懇談会のこの内容の中で、ちょっと間違いではないかなということがありますけれども、

アンケートのご意見として、「新病院の候補地は決定しているのか」と。これは黒木町会場、おりなす八女会場、両方で出ております。その中に、「令和5年に取りまとめられた基本計画では、八女市内数か所が候補エリアとして提示されましたが、候補地として最終決定はされておられません」と書いてあります。ところが、説明によりますと、この庁舎と一緒にすけれども、点数でちゃんと出ております。これが果たして決定していないのか。

ここに決定しておられませんという言葉が書いてありますけれども、それじゃ、今から候補地を出してするのか。そういうことが果たして時間的に間に合うのか。令和9年度までに立ち上げておかないと、この八女市の庁舎と一緒に、40%の国からの金が来ないと。それはひょっとしたら国のほうが変わるかもしれませんけれども、こういうことをちゃんとかけはしに書いてあるわけですよ、「候補地として最終決定はされておられません」と。私たちは、企業長、あるいは企業団からお見えになって説明を受けましたけれども、点数がちゃんと出ておるわけですよ。

市長は、その点数をしておる、要するに、今度、追補版を出されるかもしれませんけど、その資料の中身は読まれましたか。いかがですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

その点数を含む追補版の資料については、もちろんしっかり私のほうでも拝読をしております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

追補版は出しますよという話は聞いておりますけど、追補版を見られたんですか。追補版はまだでしょう。訂正をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

失礼しました。追補版のもちろん最終版というのはまだ決定されておられませんので、その議論のこれまでの経過という意味で、これまでの議論資料を私のほうでしっかり確認しているという趣旨でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

なぜかという、私も企業団の企業長にも言いましたけれども、何でもかんでも西のほうに持っていくと。どう東部の方たちが思われるのかですね。人口の減り方も、東部のほうは非常に減っております。何でもかんでも西部、今の病院よりも西のほうに持っていくと。決定してはおりませんとここに書いてありますけれども、ほぼほぼ、内容を見ると、ホスピスを含んだ周囲の場所まで書いてあるわけですよ。あれを見るとほぼ特定できるわけですよ。

これが堂々と決定しておりませんか書かれると、なら私は、失礼ですけれども、距離から考えれば山内辺りでもいいんじゃないかと思うわけですね。だから、こういう思わせぶりなこととは言わんけれども、こういう決定してはおりませんかいうことを簡単に書いてもらうと、皆さん関心があるから読まれると思うんですよ。やっぱりそういうことはちょっと、企業団でありますので、構成団体は八女市と広川町です。以前は一部事務組合で、事務長はたしか八女市から派遣されておられたようですけども、やっぱり構成団体の長として、こういう決定してはおりませんか、そういうことを書いてもらうと、私たちは議会に説明して、いろいろ資料を見て、ああ、これは決定だなと思っておりますので、間違わないように申入れをぜひしていただきたいと思っておりますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

それと、公立八女総合病院の資産等について、これは市長もおられました、公立八女総合病院議会の中で、今の病院の取壊し、これについては西側しか取り壊しませんとはっきり企業長が言いました。その理由は、全部崩すと10億円の赤字ですと堂々と言われたわけですね。私は傍聴していましたから、ちゃんと聞いております。そうすると、試算がどれだけと。それは市は把握してもらって結構ですけども、当然、病院が移転する場合、あそこを更地にするだろうと思っておったんですよ。ところが、更地にしたら、恐らく不動産鑑定士とか、そういう人たちが金額を出して、幾らですよと出たところ、全部崩しよと10億円の赤字です。だから西側しか崩しませんという企業長の発言がございました。その発言については、市長、いかがですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

企業長からそういった御発言はあったと私も聞いておりますが、今後の取壊しも含め、再整備の計画については、追補版の策定に向けて議論をしているところでございますので、まだそこは市としても、移転新築をした場合の旧病院の取壊しの計画については、今後しっかり議論をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

それと、これはうわさというか、そういう話ですので、ちょっとそこらは私も分かりませんけれども、とにかく赤字が出ております。今年度は恐らく15億数千万円ということも企業長がちゃんとおっしゃいましたので、聞いております。令和6年度ですかね。その場合、赤字が出た場合に、最終的には国が後からだけれども、地方交付税で補填をします。だから、市の出し前はないという話も聞きますけれども、そういうことがあり得るのかですね。何でもかんでも、最後に遅れて来るけれども、地方交付税で後で来るということであれば、失礼だけれども、どんなに赤字出したっていいんじゃないかと。こうなると、失礼ですけど、昔の

国立病院と一緒にですよ。国立病院は全部廃止して病院機構になっております。そういううわさというか、誰に確かめようもありませんけれども、どなたに聞いていいかわかりませんが、公立八女総合病院の赤字については後から地方交付税で補填をします。そういうことがもしないようでしたら、ないということをはっきりここでおっしゃってもらえませんか。部長はどなたが。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

地方交付税制度はそれぞれ当然ルールがございますので、そのルールに基づいて来るものでございます。それで、赤字があったから、それに対しての交付税というのはないと認識しておりますので、交付税はあくまでもそれぞれの地方公営企業としての病院事業として、公的に見るべきところを交付されると認識しております。

○14番（牛島孝之君）

そうなったときに、今の合計赤字額をどこがどうするのか。公立病院として確かに資産はあるだろうから、資産と相殺すればプラスにはなりますけれども、そのまま行って黒字になればいいですけれども、今のままなら、失礼だけど、なかなか黒字は難しいだろうと思っております。そこを心配しておるわけですよ。病院は、私はなくせとは今までも一言も言っておりません。やはり急性期医療で本当に必要ならば、あるべきだろうと。だから、そういう情報を公開してくれということをやっと懇談会があったわけですね。本当は今までに何度もしとかやんとですよ。

中には、少しの赤字ならいいじゃないかと言う人もおるけれども、やっぱり東部の方もこの中心——中心と言いますが、旧八女ですけれども、急性期医療として残ってほしいと。

前の平城企業長あたりと何度かお食事もしました。そのときお願いしたのは、乳幼児医療に力を入れてくれと。それはなぜかというと、うちのおやじが、夜中の2時です、病院に若い夫婦が子どもを連れてこられました。今、核家族ですので、何していいかわからんわけですよ。そのとき、ちょっと私は控えて、そこにおりましたけれども、本当に事務的な答えでした。うちはやっていません、聖マリアに行ってください。若い夫婦はおろおろしておるわけですよ。せめて一言ですね、恐らくどういう病名かわかりません。でも、来られたんだから、本来言うなら、救急車を呼びましょうと、救急車で行ってくださいと、そのくらい言ってほしかったわけですよ。単なる事務的に、うちはやっていません、聖マリアに行ってください。こういうところに、本当に今から先、患者が来るかですよ。こういう対応をしてもらってですね。やっぱりそこら辺から一人一人が、病院の職員さん、看護師さん、そこら辺は対応も考えていただかないと困りますので、ぜひそこは市長、いろいろな機会を持って、本当に企業長あたり、あるいは副院長ですかね、それと看護部長とかおられると思いますので、ぜひ

一言そういうことを言っとってくれんですか。お願いいたします。

それと次に、八女市の農業、林業を含む地域活性化ということで、地方創生2.0。

この中にいろいろ書いてございます。市長は市長になられる前、中央官庁におられましたので、「「地方創生」を10年前に開始して以降」ということで、考え方、地方創生2.0の「基本的な考え方」概要ということで、令和6年12月24日、新しい地方経済・生活環境創生本部決定ということで資料があります。地方創生を10年前に開始して以降、様々な好事例が生まれたことは大きな成果であると書いてあります。そして、「一方、こうした好事例が次々に「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった」と。

「様々な好事例」と書いてあります。果たしてこの八女市で、地方創生で様々な好事例があったのか。私はなかったと思います。市長が特に中央官庁におられましたから言いますけれども、中央官庁に優秀な成績で入られて、優秀な方だろうと思います。本当に庶民の気持ちに分かってあるのかと。自分たちがやったことだから、いや、これでやれば日本が大丈夫だと。農業問題にしろ、今、米が高い、米が高いと言っておりますけれども、30年前も20千円ほどしておりました。それが12千円でうちも農協に出していました。一番安いときは9千円です。そういう時代をして、今、5キロ4千円とか、そう言っていますけれども、やっぱりそこら辺を、中央官庁におられた市長にお聞きしますけれども、この「様々な好事例が生まれたことは大きな成果である。」、果たしてそのように今、八女市長になられて思われておるのか。

それと、やはり東京圏への一極集中。今でも一極集中ですよ。福岡県でいえば福岡市。まだまだ八女市からでも福岡市辺りに通勤——通学はあれですけども、通勤してあります。これが果たして地方創生2.0の前の地方創生がどうだったのか。市長、10年中央官庁におられて、いかがですか。本音で言ってください、お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

私の個人の意見ということでせつかくお尋ねいただきましたので、本音でお話しさせていただくと、やはりこの10年の取組は、うまくいったか、いけないかで言うと、私はいけないと言わざるを得ないと思います。東京一極集中はさらに進みましたし、疲弊している地方が増えている。この八女においては、やはり福岡県という単位で見ると、福岡市の一極集中も進んでいるわけでございます。

新聞報道にも出ており、政府は地方創生に力を入れて、様々な交付金はじめ、予算を十分に配分されたとは思いますが、やはりそのお金が十分に有効に活用されていないというのが大きな課題だと思います。

そういった中で、今、地方創生2.0の取組も始まっていますので、しっかりそこは、やはり地方がいかにか創意工夫するか。国に頼るのではなく、もちろんお金、予算的などころはしっかり国に頼りつつも、今後は地方が自立して創意工夫を生かしていくことが必要だと捉えております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

これは文章ですので、いいことを書いてあります。地方創生2.0の「基本的な考え方」概要、基本姿勢、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。」と。基本構想の5本柱、その②で「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」。言葉はいつでも書けますよ。実際、本当に地方に分散したのか。恐らく今でもできておりません。やっぱりそういうことを本当に国としてしっかり考えていただかないと、まだまだ地方は疲弊しますよ。

市長は中央官庁の経産省におられていたので、そこにおられる方とのまだパイプも当然あると思いますので、市長になってみて、こうですよ。自分も中央官庁におったときはこうだった——こうだったというと市長に失礼だけれども、地域に本当に来てみて、そこに住んでみて、その地域の方と交わってみて初めて分かることだろうと思います。そこら辺はぜひ、今でも経産省等々の付き合いというか、そういうのはあると思います。ぜひ、苦言と言うとまた失礼になりますけれども、地方はやっぱりそうですよと、本音はですね。そこら辺をきっちり上のほうに言っていただくようによろしくお願いいたします。

次に、八女市の農業、林業を含む地域活性化について、技術系職員は足りているかということでお聞きしますけれども、私は足りていないと思うので、この質問をいたしました。

広川町が職員定数を10名ほど増やすという新聞記事も出ておりました。

職員の数を聞いてみますと、現在の職員数の内訳、正規職員548人、再任用職員44人、任期付職員5人、会計年度任用職員427人、合計1,024人となっておりますが、間違いはございませんでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

2月1日現在の人数ですが、その人数で間違いございません。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

これが、先ほど言いました人数は令和7年2月1日現在と。この2025年広報八女3月号の市職員の給与と職員数の状況の中に、職員給与費の状況、職員数A503人。正職員は548人になっておるわけですね。正規職員は、頂きました資料には548人。ところが、この市職員の

給与と職員数の状況の中の職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）、職員数A（令和5年4月1日現在）503人。ということは、45人も令和5年から令和7年2月1日現在までに増えたということですか。いかがですか。

○人事課長（古村和弘君）

本日提供している数字につきましては正規職員全体の職員の数でございまして、そちらの広報の数字と違う点については、公営企業の職員等も含まれておりますので、今回の548人という数字は正規職員全体の数になっております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

今言われた公営企業の職員、それにこの45人がその違いですか。

○人事課長（古村和弘君）

今、公営企業の職員と申しましたけど、あと、プラスして特別会計の職員等も今回の数字には含まれておりますので、548人という数字が現在の職員数でございます。

○14番（牛島孝之君）

そうなったときに、503人、これは令和5年度普通会計決算、職員数A（令和5年4月1日現在）となっておりますけれども、このときも本来そういう、今言われた45人、令和5年のときはどうか分かりませんが、そういう人数はこれに入っていないわけですか。これは職員給与ですよ。市民の方が見られるわけですよ。それについてはいかがですか。

○人事課長（古村和弘君）

今回広報に示している数字につきましては、国がこのような示したほうが良いという数字でございますので、全国との比較をするという観点から、こういった数字で広報については比較をしているところでございます。

○14番（牛島孝之君）

いや、要するにここに持っているのは、令和5年4月1日時点の一般職員562人となっております。これは令和5年地方公共団体定員管理調査について、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査について。この違いもあるわけですよ。そうしないと、今実際、それなら、この令和5年当時、ここでいう正規職員は何人おられたんですか。503人じゃないわけでしょう。そうすると、503人の給料となっていますけど、これは人数は違わにやいかんとやなかですか。そこんにきはどげんですか。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

その503人という数字が、特別会計の会計に属する職員については記載をしておきませんので、今回の資料との差異がございまして、令和5年度4月と令和6年度4月においては、

今資料は持っていませんけど、数名ほどしか増減はあっておりません。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

がちが明きませんので、頂いた資料には、正規職員548人、令和7年2月1日現在。それと、福岡県内市町村の職員数について、令和5年4月1日時点、これには八女市一般職員562人。この広報の市職員の給与と職員数の中は、令和5年度普通会計決算、職員数A503人となっているから、ちょっとこの差が——ここでいろいろ言う時間がないので、聞きませんが、ちゃんとした数字を出していただかないと市民も迷うわけですよ。どういう、500云々、この広報に載っているのが本当なのか——本当なのかと言うとあれですけども、これが正職員の人数なのか、あるいは今言われた人数なのか。そこら辺をきちっと市民に分かるように次の広報でも説明してくれませんか。恐らく、うーんといって見るだけなら見ましたけれども、そこら辺を——ちょっと時間がないので、これ以上聞きませんが、やっぱりそこら辺を、間違ったことは市民に知らせないようにしていただかないと。よろしくをお願いします。

○副市長（原 亮一君）

補足して御説明させていただきます。

職員数の公表等については、先ほど課長が申しましたように、国のほうが一定、ここは予算のくくりが、例えば、一般会計と企業会計、特別会計というのは、職員が働く業務内容が違うという観点から、分けて集計をするような考え方が国のほうで持っております。それで、全国的にそういう一般的な行政事務を、通常の仕事をする職員を比較するときには同じくくりの中での比較をするということで市民の広報等に公表しなさいということで総務省が考え方を指示を出しておりますので、それに沿った公表をさせていただきます。

それから、県の集計もまた別の観点がございまして、そういうことで調査内容について、個数については把握のほうが違うということで、正規の職員としての数字ということで、今日、議員のほうに提出しました548人というのが正規職員の総数ということになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○14番（牛島孝之君）

私が言いたいのは、人数とかじゃなくて、本当に特別職、会計であろうと何であろうと、八女市が幾ら給与として出しているのかです。その数字をきちっと出していただかないと、正職員の人数も数字だけでは若干違う、聞かなくて分らんということじゃ困りますので、ぜひそこら辺はもう少し分かりやすいようによろしくお願い申し上げます。

次に、中央省庁職員2拠点で支援と。これは日本農業新聞2月5日、「「中央省庁」が2拠点で支援 市町村向け、4月開始」。「伊東良孝地方創生担当相は4日の閣議後記者会見

で、中央省庁の職員が地方創生に取り組む市町村を支援する制度を創設すると発表した。霞が関と地方の二拠点で、人手の少ない市町村の課題解決を副業的に後押しする」。

それと、これは今日付の日本農業新聞、「若手官僚が地方応援 農水省、派遣市町村を募集」、「農水省は、若手官僚が地域の課題解決を支援する「地方応援隊」の派遣先を募集している。」、今月28日まで応募を受け付けると。ただ、この中の対象が、「派遣対象は、人口5万人程度までの小規模な市町村、特定農山村法や豪雪地帯対策特別措置法などで指定する条件不利地域を含むことが条件となる」。条件が厳しいわけですね。

その次に、「派遣された職員は、年一、二回の現地訪問や毎月のオンライン会議などを通じて」となっております。こんな条件をつけないで、本当に国が地方を考えるのであれば、28日までの応募に対象は決めないで、そして、派遣された職員は年に一、二回の現地訪問じゃなくて、そこに行ってくれと、本来。そのくらいしてもらわないと、年に一、二回来て、毎月のオンライン会議で現状は分かりませんよ。地方の声は上がっていきませんよ。都合のいいことだけをこう言ってもらっちゃ困るわけですね。

だから、その二拠点で支援というのがどういう、2月5日の中央省庁職員二拠点が、これが本当にこっちに、極端に言えば、市職員と中央官庁の職員と交流、そういうのができるのか。できればぜひ行きたいという職員も、八女市の方、若手職員でいるんじゃないかと思うんですね。

今日付の、年に一、二回訪問、あるいは毎月1回のオンライン、これで本当に地方が分かるのかということです。ぜひこのことについては、市長、やっぱり中央官庁におられたので、中央官庁の方たちに、それじゃ分らんよと。年に一、二回訪問したり、毎月オンラインしても、そのくらいでは地方の実情は分らんと。自分が市長をやられて、まだ365日じゃありませんけれども、やってみて、本当に地方が疲弊している、いろんなことが分かったとぜひお伝え願いたいと思います。それについてはいかがですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、牛島市議から言及いただいた地方創生伴走支援制度は、最初の答弁でも申し上げたとおり、これは活用の方向で、今、国にも申請をしているところでございます。実際に制度の対象に選ばれるかどうかは最終的に国が判断するわけでございますが、最終的にその制度を活用できるようになった場合には、当然しっかり現場の実情に即した運用となってもらえるようにこちらからもしっかり国には話をしていきたいと思っております。

いずれにしても、国もまだこれから新たな取組ということで、今後改善を図っていくと思っておりますので、しっかりコミュニケーションを取りながら、双方にとって有意義な取組となるように八女市としても努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

やっぱり中央省庁の優秀な方が、私たちと違って、優秀な方が、優秀な頭で考えられればこうなるだろうということを考えられると思いますが、実際、現地ではできないわけですよ、現場では。そういうことを本当に市長も11月16日から市長になられて分かれたと思いますので、ぜひそのことを、コロナのときにいろいろな省庁から集まってきて、いろいろなネットワークもあるということでしたので、本当の地方の実情を言っていたかかないと、市長もそのまんま向こうにおられたら分かってもらえなかったと思いますので、ぜひそこら辺はお願いいたします。

それと、農業、林業の活性化ということで、市長もちょっとおっしゃいました、2月19日、日本農業新聞、ドバイへ梨を輸出と。それは見られていないかと思いますが、言いますけれども、千葉県のアいちかわ、ZEROCOという会社が開発した鮮度保持技術を活用し、特産の梨の輸出を拡大すると。これが会社のZEROCOによると、設備内を、温度ゼロ度、湿度100%弱の状態を保つことで、梨では次の収穫期まで1年鮮度を保持できる。実際こういうことをドバイに行ってやっておられるようです。

もう一つドバイで言いますと、市長も言われました西日本新聞。酒井田のたにがわ亭の息子さんですね。この方と私もお会いしました。帰ってきて、見えたんですね。本来はたにがわ亭を継ぐということで帰ってこられたようですけども、アメリカのほうで日本料理長をやっていた関係で、ドバイではほぼ決定したと。お茶のこの、13日ですかね、たまさか市長ともお会いしましたがけれども、職員の方がグラスに持ってこられたので、私は、こはく色でしたので、何か酒飲みがあったんですかと言ったら、いや、お茶ですと。たにがわ亭の、ああ、はいはいと言って聞いて、ドバイは去年は県議会のほうではえらい有名になりましたけれども、やっぱりここが本当に中東の地域の、いろんなホテルも来ておるし、やっぱり特別富裕層、そういう方がおられるところなんですよ。

八女のお茶だけでなく、本当にいろいろな農産物、当然、新聞に書いてあります梨もできます。シャインマスカット、キウイ、いろいろなものができます。これだけの農産物ができる。だから、どこかに売らなくちゃいけない。付加価値。やっぱりそれは俗に言う特別な富裕層、そういう方たちにこういう技術を——ZEROCOという会社。

一応今朝からZEROCOという会社、ネットで取りまして、法務局で謄本を取ってみました。会社設立、令和2年です。商号は、レイトウ——恐らくこれは漢字の「冷凍」を直してあると。レイトウロジスティックカンパニー株式会社、これを令和4年、商号変更によってZEROCO株式会社となっております。

ぜひ市の職員でこういう会社を訪問いただいて——やっぱり行くことが大事だろうと思う

んですよ。新聞記事で見ただけじゃなくて。八女はこれだけ、お茶もあるし、いろいろな農産物も取れると。同じ梨も、筑後市でも取れますし、八女市でも取れますし、やはりそういうことを本当にするのが市長、トップとしての役目とは言いませんけれども、動ける市長ということでスローガンで言っておられましたので、ぜひ動いていただきたいと思いたくても、いかがですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今御紹介いただいたZEROCOさんについては、お恥ずかしながら私がまだこの情報を知っておりませんでしたので、しっかり勉強したいと思います。

その梨の保存技術はじめとして、やはり輸出を私は促進していきたいとはかねてより申し上げておりますが、それは例えば、販路の確保だったり、輸出の農薬の規制のようなハードルに加えて、やはり輸出となると輸送の時間が長くなりますので、どう鮮度を保つか。特に生鮮食品についてはそこが大きな課題になるわけでございます。そういった課題を八女市だけで解決するというのはやはり非効率ですので、日本全国、さらには世界を見渡せば、様々な企業だったり自治体がそういった長期輸送技術をはじめとして、輸出を推進するための最新技術については研究開発を行っているわけでございますので、全て自前でしようとするのではなくて、そういった新しい技術をしっかり八女市としてもアンテナ高く張って、情報を仕入れて、活用できるものは活用をしていく、そういう姿勢が大事だと思いますので、私自身はもちろん、市を挙げてそういった外の情報には常にアンテナ高く意識をしてみたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

先ほど言いましたように、ZEROCOというこの会社は会社設立がまだ令和2年です。商号変更が令和4年ということで、まだ4年ちょっとしかたっておりませんが、恐らく技術はあるだろうと思います。実際、新聞に載っていますのでですね。ただ、そういう設備を持ってあるかどうかはちょっと分かりませんが、前古賀工業団地に出てこられます会社さんは流通とかいろいろやっておられます。やはりそういうところとコラボとは言いませんけれども、八女市が間に入って、会社同士の接点と。何か建物を——何かと言うと失礼になります。建物を建てられるはずですから、やはりそこを、ちょうどそういう冷蔵庫的なもの、そういうのをされれば、そこで企業同士話していただいて、そういうのも必要なと思いますので、ぜひそういう情報も、このZEROCOさんに行かれる場合、そういうことをぜひしていただきたいと思っております。

次に、県が策定した県境地域振興ビジョンについて。

これは2月11日の読売新聞に出ました。「有明」「豊築」地域振興目指す」「企業誘致や6次産業化」。「県は、県境に位置し、人口減少や経済活動の縮小が著しい有明地域と豊築地域を対象に、今後の取り組みの方向性となる「県境地域振興ビジョン」を策定した。対象期間は2025年度から10年間で、地域の現状や課題を分析し、関係自治体の取り組みを支援しながら、地域振興を目指す。」。大きな記事で企業誘致や6次産業化と書いてあります。

これは県境地域振興ビジョンということで資料も頂きました。

なぜ有明と豊築地域の2か所だったのか。このことについて、逆に私は市長にお願いしたいけど、服部知事に抗議してもらいたいですよ。何で有明と豊築の2地域なのか。確かに、この県境地域振興ビジョンの中に人口は減っておるとかいろいろ書いてあります。

それで、お聞きしますけれども、人口の推移、2000年から2020年の人口増減率、県全体はプラス2.4%、豊築地域は16.7%の減と書いてあります。この八女地域はどのような人口のビジョンでしょうか、お願いします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

八女地区におきましてはマイナスの24.2%という数字になります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

人口が減っているから豊築地域の振興を目指す。この八女はまだ減っているわけですよ。有明地域は熊本と接しております。豊築地域は大分と接しております。この八女地域は、大分、熊本、両県と接しております。何でこれを今の福岡県知事、服部知事が、人口えらい減っておるように豊築地域は書いてありますけれども、八女地域はまだ減っているわけですよ。ぜひ抗議でもしていただいて、2か所を3か所にしてくれと。

ある県会議員の方がJAの総代会で言われましたけれども、JAふくおか八女管内は福岡県全体の農産物の4分の1を生産しているとはっきり言われました。この八女は食料供給基地ですよ。日本も食料安保をしなくちゃいけないと総理大臣も言っております。この福岡県も本当に食料基地のこの八女地域を大事にしないと、米はどんどん、上がることはないかもしれないけれども、今が高止まりかもしれないけれども、12千円とか、そういうとで出しておったような時代とは変わっておりますので、ぜひこのことについて、県知事に対して八女市として抗議をしていただきたい。このネットでどなたか見てあって、県知事のことばこげん言いよったばいと言われたっていいですよ、私は八女市民の一人として言っているんですから。

この八女地域こそが本当に食料地域で、言うちゃいかんけれども、先ほど森議員が言いました鳥獣被害。本当に山鹿とか、あるいは日田とか、やっぱりそういうところと一体にしな

いと、こっちで幾ら駆除しても向こうからも来るわけですね。それこそもう少し県知事がしっかり考えていただいて、この八女地域の振興も目指すと。遅れたけれども、2か所やなくて3か所と服部知事が言ってくれるのを私は待っておきたいと思っております。これは、抗議というのは冗談で言ったわけじゃありません。本当にやってほしいから言っているんです。ありますので、そこら辺はよろしく願い申し上げます。

次に、八女東部地区の交通難民、買物難民の対策ということでお聞きしたいんですけれども、ライドシェアということで、これは市長も市長になられるときに、スローガンとして上げておられました。

資料を頂いております。ライドシェアを全国で現在実施している自治体ということ。日本版ライドシェア、日本版ライドシェア+公共ライドシェア、次に、公共ライドシェアと資料を頂いております。

公共ライドシェアでは、この福岡県では福岡県香春町がやっておられますけれども、その日本版ライドシェアと公共ライドシェアの違い、分かりましたらお願いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

先ほどありましたライドシェアにつきましては2種類ございます。

この公共ライドシェアにつきましては平成18年から制度を改正いたしております、道路運送法の78条の2号に基づく自家用有償の旅客運送ということでございます。この運行形態につきましては、バス、タクシーによる通常の輸送手段が困難な場合に、市町村、それから、NPO法人等の団体で自家用の自動車を活用して提供する移送サービスでございます。

それから、日本版ライドシェアにつきましては、去年4月から国のほうが制度を定めまして、これは道路運送法の78条の3号に定めるものでございまして、タクシー事業者さんの管理下で、自家用車、それから一般のドライバーの方を活用した輸送手段ということでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

いろいろ、区とか自治体の中の、ここら辺で言えば行政区でやっているようなところもあるようなんですけれども、バス、タクシー、市町村、NPOと言われましたけれども、今非常に多くなっております代行運転、こちらの方も恐らく免許的には二種免許とか持っていると思われるんですけれども、こういう方たちが空いた時間——空いた時間という言い方はおかしいんですけれども、代行は代行ですけれども、その一部をそういうライドシェアに回せるよということになったときに、今の法律においてはそれはできますか、できませんか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

様々な運行形態がございまして、先ほどございました代行運転業につきましては国交省とのすり合わせ等々の研究がまだまだ進んでおらない状況でございます。しかしながら、八女市内には交通空白地と国のほうにも示している状況下でございますので、そういった空白地、見方を変えれば空白時間とか、そういう見方も最近では交通空白地と言われておりますので、そこら辺、十分に対応できるような見解を今後研究していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

本当に東部地域の方については、黒木町においては5時以降はタクシーが動かないということで、代行といいますと、一般に飲んで帰るわけにはいかんから代行を使うということですが、すけれども、これを代行の昼の版として、酒飲むときはそうでしょうけど、飲まないときでも、時間があって車はあるという場合にこれが利用できるようにやっぱり国のほうもちゃんと考えていただかないと思いますので、ぜひそこら辺は市長、中央省庁とのつながりもあると思いますので、そこは地方の実情を言っていてくださいね。代行はあくまでも夜、飲酒したときに車に乗らないように。その方たちを昼間使うことができないかと、車ごとですね。ぜひそういうことは——そうしないと、本当にタクシーの空白地域、黒木の方に言わせれば、私は土橋にでも飲みに行かれんと。誰か飲まん者を運転手で連れていかんととなるわけですよ。

だから、そういう経済的な効果もあると思いますので、ぜひそういう代行を夜だけじゃ考えなくて、昼間はそういうライドシェアに使えないかと。それも早急にですね。もう待っている時間ないですよ、本当に。それはお願いいたします。

メリット、デメリットもありますけれども、ぜひそういうことをしていただかないと、本当に東部地区においては、もうとてもじゃない、乗っていく車もないとなりますので、ぜひ——どうですか、市長。そういう、東部地区と限定はしませんけど、東部地区は特にですでお聞きしますけど、どう交通事情、市長がおられたときの仁田原辺りとは今違うと思いますので、ぜひ現状を見られて、どう思われるか、お願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

東部のみならず、八女市全域に見ることですが、八女市はもともと車移動を前提としたまちづくりが行われてきたわけでございますけれども、今どんどん高齢化が進む中で、免許返納をされて、自家用車で移動できない、公共交通に頼らざるを得ない、通院や買物に公共交通を利用せざるを得ない方が増えている。そういった状況を鑑みますと、公共交通をさらに

便利にする、使いやすくするというのは喫緊の課題だと考えております。

今、公共ライドシェアと日本版ライドシェアと2つの仕組みを言及いただきましたけれども、これに加えて、従来の地域の助け合い。昔も、私も星野村に住んでいたときに、おばあちゃんが立っていたら、八女まで一緒に乗っていくねと、そういういわゆる地域の自然な乗り合い、助け合いというものがあっていたのが、今なかなか山間部でも地域の関係が希薄になって、そういった乗り合いが難しくなっている。そして、今、それを国が制度として、営利企業だったり、そういう経済活動ではなく、そういう地域の助け合いを制度として国として支援しようという享受版ライドシェアという仕組みも出てきているわけでございます。そういった様々なライドシェアも今、国がまさに研究中で、いろいろ制度が出てきている中で、どれがこの八女の実情に合っているのか。この八女といっても、まず平野部から山間部まで地域の実情は異なりますので、ライドシェアの仕組みもどれが八女に適切なのかというのをしっかり見定めながら早急に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

次に買物難民ということでお聞きします。これは答えは要りません。

2025年1月1日、読売新聞に、ローソン出店、過疎地2割と。2030年めど、スーパー撤退で余地と。これは、スーパー撤退というのはあれですけども、ローソンが、実際、都市部はあれですので、過疎地に出ていきたいと。これはなぜこういうことを聞くかということ、私は上妻校区の青少年育成会の会長をしておりました。そのときにこども議会がございました。市長もこの前から出られております。

その中で、矢部の子どもさんでした。聞かれたのが、夜になって文房具を買いに行くところがないと。ないわけですよ、現実には。コンビニ、上陽も1店あります。黒木もあります。矢部、星野がないわけですね。庁舎はあります。中に余裕ができておるわけですよ。できれば庁舎の中にそういうコンビニを入れるとか、そういう考えをやっていただきたい。そして、ローソンには限らず、セブン-イレブン、あるいはミニストップ、ファミリーマートとありますので、そういう業者さんに声かけをいただいて、やってみませんか。ただ、その改修費用については市とそのコンビニさんで話すということをぜひやっていただきたいのでこのことはお聞きしました。答えは要りません。

それと、今度、最後です。教育問題について。

忠見小学校、川崎小学校の廃校後の施設利用については先ほど聞かれましたので、2番目の各小中学校の設備についてということで、意見はいただいておりますので、議長にお願いしたいんですけども、一問一答でいきたいので、福島小学校から矢部清流学園までありますので、一々戻ってもらうと時間が無駄ですので、学校教育課長には答弁席でお願いしたい

ですが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

はい、どうぞ。ここにですか。（「はい。そこにずっとおってもらわんと、時間がもったいないので」と呼ぶ者あり）

学校教育課長、よろしいですか。（「時間がもったいなかですよ」と呼ぶ者あり）

○14番（牛島孝之君）

やっているか、やっていないかだけ教えてください。ほかの言葉は要りません。

まず、福島小学校。16項目ほど出ております。その中で私がこれと思ったものは廊下窓落下防止柵の設置、やりましたか、やりませんか、いかがですか。やったかやらないかだけでお答えください、時間がありませんので。

○学校教育課長（栗山哲也君）

すみません、記憶していませんので、やっていないと思います。

○14番（牛島孝之君）

廊下窓落下防止ですよ、こういうのは緊急を要しますよ。

次に、内部階段転落防止工事。やりましたか、やりませんか。いかがですか。やっていないならやっていないで結構ですよ。

○学校教育課長（栗山哲也君）

ちょっと記憶していません。

○14番（牛島孝之君）

それと、窓枠取替え。やっていませんね。

○学校教育課長（栗山哲也君）

福小ですね。あの……

○14番（牛島孝之君）

やりましたか、やりませんか。それだけで結構です。時間がありません。

○学校教育課長（栗山哲也君）

すみません、これもちょっと記憶していません。

○14番（牛島孝之君）

次に、長峰小学校。4階天井の雨漏り修繕、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

すみません。

○14番（牛島孝之君）

やっていませんね、はい。

窓取替え工事、やりましたか、やりませんか、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

窓の取替え工事ですか。

○14番（牛島孝之君）

やっていないならやっていないでいいですよ。時間がないので、お願いします。急いで。

○学校教育課長（栗山哲也君）

記憶していません。

○14番（牛島孝之君）

次に、上妻小学校。検収室手洗い場の水漏れ修理。

○学校教育課長（栗山哲也君）

手洗い場は修理はやっていると思います。

○14番（牛島孝之君）

やりましたね、はい。

調理室の配水管パイプの破損修理。

○学校教育課長（栗山哲也君）

あの……

○14番（牛島孝之君）

いや、やっていないか、やっただけで結構です。いろいろは要りません。時間がないません。

○学校教育課長（栗山哲也君）

すみません。

給食室なのでやっているはずですよ。

○14番（牛島孝之君）

やっているはずじゃ困ります。やっているかやっていないかを聞いています。

○学校教育課長（栗山哲也君）

やっているとは確信は持ってません。

○14番（牛島孝之君）

持ってません、はい。結構です。

次に――緊急を要するものを聞いております。

岡山小学校、給食室床修繕。

○学校教育課長（栗山哲也君）

給食室は各校順次やっていますので、やっています。

○14番（牛島孝之君）

やっていますと言い切れますね。

○学校教育課長（栗山哲也君）

はい。

○14番（牛島孝之君）

結構です。

中庭シーソーの撤去、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

いや、やっていません。

○14番（牛島孝之君）

やっていません。

次に、黒木小学校。雨漏り修理・屋根張り替え。

○学校教育課長（栗山哲也君）

黒木小学校はやりましたので、やっています。

○14番（牛島孝之君）

職員室・事務室の床張り替え。

○学校教育課長（栗山哲也君）

いや、そこは記憶していません。

○14番（牛島孝之君）

黒木西小学校、転落防止手すり取付工事、いかがですか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

それもやっているとは確信を持ってません。

○14番（牛島孝之君）

この資料は先に出してもらっておるから、これをチェックすれば分かるわけですよ。

立花小学校、プールフェンス取替え工事。

○学校教育課長（栗山哲也君）

それはやっていません。

○14番（牛島孝之君）

プール井戸水タンク破損修理。

○学校教育課長（栗山哲也君）

井戸の関係は修理を何かやっておりましたので、それかどうかというのははっきり断言できません。

○14番（牛島孝之君）

時間がないので結構ですけれども、今言われたように、資料は早めに出ているわけ

ですよ。これをやったかやっていないかを聞きたいからこの資料を要求したんですよ。

時間が1分しかありませんので、お聞きします。この前から長峰小学校、視察をいたしました。そのときに言われたのが、4つの釜です、調理釜。今、3つしか使えないと。どうですか、すぐにでも、予算的なものは市長部局だろうと思いますけれども。市長にお聞きします。そういう要望が現実にあっているわけですよ。いかがですか、市長。時間がありませんので、あれですけど。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

各学校からの要望事項については、私も個別に早急に聴取をして、特に優先順位の高いもの、それは給食室ですとか、児童の命に関わるもの、そういったものには早急に取り組むように指示を出したいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

質問に回答は当然必要ですので、最初にチェックはしとってください。お願いします。終わります。

○議長（橋本正敏君）

14番牛島孝之議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したのものについては同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の

制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

ポジティブな考え方から質疑をさせていただきます。

資料によりますと、社会情勢が変化していく中で、従来の発想からの転換を図りながら、新たな未来を切り拓くまちづくりに果敢に挑戦するために、「秘書広報室」から「未来創造戦略室」に組織改編を行い、特命事項の調査研究を新たに分掌事務に加えられております。

私が考えますに、企画政策課など既存の機構内でもできるのではないかと考えておりますけれども、市長の考えられる特命事項とはどういうことか。お話がありましたライドシェアとか、そういう部分も含めて、どういったことを考えられているのか、お尋ねいたします。

具体的な事例がありましたらお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

特命事項ということで、今時代が不確実なことを考えますと、様々今後時代に対応するためにいろんな内容が出てくると思います。今、言及いただいたようなライドシェアもそうですし、脱炭素も農業、林業のみならず、日々の市民生活、いろんなところで関わってきますので、また、輸出に関しても、例えば輸出の規制への対応ですとか、先ほどの一般質問の中でもあったような輸送のロジスティクス部分、いろんな幅広く新しい取組が必要になりますので、そういったところについて、市長特命事項をスピード感を持って取り組むために、こういった新しい部署を創設させていただいたという次第でございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今議会で条例の改正が可決されますと、4月1日から当然組織が、こういう部署ができてくるわけですがけれども、今現在、脱炭素とか、それから輸出関係とか、そういったことについては企画政策内に脱炭素係とか、そういうやつがありますし、現在、農業関係についてもそう関わりを持っております。これで今やっているんでしょうけれども、そこからさらに深めていくために、そういうところでやっていくということだろうと理解はいたします。

それで、12月議会でもお尋ねしたんですが、新たな事業、新たな機構をつくるという中で、職員不足が考えられる中で、どう職員を配置していくのか、その手当てをどうするのかという心配をしております。

片方から取ればそこはいいんでしょうけれども、片方の係が人員不足に陥って業務が滞るということも考えられるんじゃないかと思います。当然この未来創造係ですかね、ここら辺も係長1人での対応ではとても戦略には結びついていかないと思いますけれども、恐らく最低でも3人ぐらい必要なんじゃないかと思いますが、そこら辺についての人員をどのように考えているのか、人事課長はお見えですかね。では人事課長、そこら辺をお尋ねしておきます。

○人事課長（古村和弘君）

今の質問は、職員をどうやって生み出していくのかという点だと思います。職員については、令和7年度においても新規採用職員はきちんと行っておりますし、定年延長という制度も相まって、人数は昨年よりも少し多くなるように思いますので、そういったところで、全体的な配置の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

再任用、それから、新採で若干職員数は増えると。もっと増やしてほしいんですけど、人件費の問題もありますので、そこは業務と見計らってやっていただきたいと思いますが、できるだけ職員の業務量が不平等じゃないけど、均衡が取れた業務量になるような手配で人員配置をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○15番（服部良一君）

田中議員がほとんど言われましたので、私の言うことは少なくなりましたが、企画振興課に戦略室と書いてありますが、戦略部係があっても私は特別問題ないような気がします。何で広報室が企画と同じ、要するに、2つ頭ができるような気がしてなんのですね。やることはみんな一緒の方向を向いてやるんですから、企画課の中でそこを分けるということは考えられなかったんですか。

○人事課長（古村和弘君）

戦略室のほうに今回の事業を持っていきましたのは、もちろん既存でやっている事業等につきましては原課で行うようにしております。

この未来創造係につきましては、今後、少し先の八女市を想像しながら、今の職員が行っている業務以外の業務を行うことができるように、そういった論議の場を設定するような考え方の下に係を設置しているところでございます。

その係の中でそういったルールづくりとか、運営のやり方とかを、今後、令和7年度において考えていきたいと思っております。

あともう一つ、市長直轄の部署にするということで、市長が直接実施する職員の人材育成というのにもつながっていくと考えております。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

市長が直轄というとは分かるんですけど、それは企画課の中にあっても、市長が直轄でその係に入ればいいわけでしょう。わざわざ市長公室のところに1本で水面下で行われるような組織を持っていかなくても、企画課の中で十分私はできると思うんです。

そして、先ほど職員を増やす予定でもあるということがあったなら、なおさら企画課がバージョンアップするということは考えられるわけじゃないですか。だから、その理由がなかなかちょっと見えないところがあると。

箕原市長が若いということで今後頑張ってもらえてありますから、独自なものをやっていきたいという気持ちはありありと分かります。ですが、職員一丸となるということが一番

私は力強いものだろうと思うんですよね。企画の中で一回やっぱりもむということで、ここで係が分かれたほうが私は一番、別々に企画が、要するに、企画課が2つあるような感じがしてなんですよ。ですから、その辺りをもうちょっと説明していただけないかなと思います。

○人事課長（古村和弘君）

今回、企画政策課で行っている業務については、きちんと今総合計画とか行っている部分がございますので、そういった実際計画が立っている部分については企画政策課の中で行うと考えております。

この未来創造系の業務といたしましては、職員の勤務時間の一部を、職員が持つ創造性を生かし、所属する業務以外の業務を行うということで新たに係を設置して行いたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○15番（服部良一君）

では、最後、確認だけしておきますけど、市長公室を未来創造室に変えるということです。そこは企画課とのいわゆる情報交換というか、そこに枠はないわけですね。壁というのか、そこは全然知らされずに進めていくということじゃないということに理解していいんですか。

○人事課長（古村和弘君）

そのように考えております。ちょっと係の場所とかについては今からになるんですけれども、企画政策課と連携を取りやすいような場所にきちんと配置したいと考えております。

以上です。

○15番（服部良一君）

では、分かりました。企画課にこういうことがありよるげながとって、私は知らんばいということがないようによろしくお願いしまして、終わります。

○19番（森 茂生君）

もう一点、農産園芸・輸出戦略係というのが設けられております。何人体制でいくのか。

○人事課長（古村和弘君）

こちらにつきましては、今現在、農業振興課内にある農産園芸係にプラスして輸出戦略係というのを係名としてつけますので、人員についてはもちろん増員したいと思いますけど、現時点で何人体制というのはまだ分かっておりません。

以上です。

○19番（森 茂生君）

輸出戦略ですので、その名のとおり、八女の農産物を輸出するための研究なりを進める、これで理解してよろしいんでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

そのように考えております。それも八女市独自ではできませんので、J A等ときちんと連携を取りながら協議を進めていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

現在のところ、何品目ぐらいが輸出されておりますか。

○建設経済部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

現在、八女茶を中心に、ナスとか、そういった野菜類も含めて、今のところ3品目から4品目ということで聞き及んでおります。

以上です。

○19番（森 茂生君）

金額にしてどれくらい輸出されているのか。もし分からなかったらいいです。

○建設経済部長（田中和己君）

申し訳ありません。詳細についてはちょっと存じ上げておりません。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

それじゃ、今後は輸出に向けた戦略をこの室でやっていくということですね。了解しました。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○5番（古賀邦彦君）

議案第5号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び八女市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

これは個人番号カード情報をスマートフォンに登載できるようにするものです。この法律作成の諮問機関となったデジタル庁のマイナンバーカード機能のスマートフォン登載に関する検討会ではセキュリティー対策が問題となりました。サイバー攻撃が飛躍的に増加している中、スマートフォンを標的にした攻撃も増加の一途をたどっていると言われます。

スマホには多くの個人情報が保存されているため、マイナンバーカード機能を追加することで、さらに多くの情報が一つのデバイスに集約されます。セキュリティー対策が不十分の場合、個人情報が悪用される。スマートフォンの紛失や盗難のリスクは、免許証や保険証をなくすよりも高いとの指摘もあります。一見便利のように見えますが、便利の裏には大きな落とし穴があります。

以上の理由から、議案第5号に反対いたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

まず、改正によって、今度介護、給与関係の研修の実施や、それから、相談体制の整備が任命権者に義務づけされるということなんですけれども、研修のカリキュラム、それと相談体制、これはどう持っていかれるのか。また、現在まではどうされているのかという3点についてお尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

こちらについては国のほうが示しておりますので、相談体制の充実とか研修については、今後は実施をきちんとしていきたいと思っております。

現時点では、もちろん介護とかのそういった相談があったときには、きちんと人事課の職員がその相談とかには乗っておりますけれども、現在については研修等は、特には職員研修としては行っていない状況でございます。

○11番（田中栄一君）

今、採決を採ろうとしています。当然どういった方向で研修をやっていくのか、あるいは相談体制は人事のほうでやられると思うんですけれども、そういった方の専門研修、そういった部分についてはどのようにされておりますか。

○人事課長（古村和弘君）

職員が40歳になった時点できちんと説明をするようになっておりますので、そちらは介護保険が始まるという年齢でありますので、その年を対象にするか、その前の3年を対象にするか、ちょっと今から検討なんですけど、その年にきちんと研修を実施したいと思っております。

ます。

こちらにつきましては、定年延長とかの制度が開始したときも、きちんとその年になる人は研修をするようにしておりますので、同様な形で研修のほうは実施していきたいと考えております。

○11番（田中栄一君）

40歳の節目を迎えたときに、これを通知してきちんとやんなさいということが条例にうたわれておりますが、それ未満の方、当然介護の必要性が生じてくる可能性はあります。そういった方についてはどのような対応をされますか。

○人事課長（古村和弘君）

お答えいたします。

そちらのほうの体制につきましても、人事課のほうで、40歳に行う研修をeラーニング等でできれば考えまして、きちんと対応するように考えたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

職員に戸惑いのないような体制で、十分尽くしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 八女市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

特定地域型保育事業という言葉が出てきますけれども、ちょっと説明をお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

御説明いたします。

特定地域型保育事業という事業の中で、形態として4つの保育がございまして、1つが家庭的保育、それから小規模保育、3つ目が居宅訪問保育、それから事業所内保育、この4つを行っている事業が特定地域型保育事業ということになっております。

○19番（森 茂生君）

恐らく小規模な施設だろうと思いますけれども、現在、このような施設は八女市にどのくらいありますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

現在、八女市にはこれに該当する施設はございません。

○19番（森 茂生君）

ないということでしたらよろしいんですけども、場合によっては申し込みたいというのが出てくるかもしれません。そういった場合、そういう施設は当然市の責任で設置されるんでしょうから、きちっとした施設の検査なり、立入りなりを当然されるべきかなと思いますけれども、その点どうなっておりますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

特定地域型保育事業を実施する保育所、事業所につきましては、市が認可権を持っておりますので、認可する場合の申請は市のほうで受付をして審査するということになります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっともう一点、栄養士の配置を求める規定が云々となっております。このような施設は給食を原則としているのか、あるいはこれはよそから買って、いわゆる弁当でもいいのか、そこら辺のところがちょっと不明なんですけれども、どうなっておりますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

給食に関しましては今回の改正にはございませんけれども、前回、前の改正の折に外部の給食施設からの搬入は、この小規模施設については可能という改正が行われております。でするので、自前ではなくて、外部からの給食の搬入での給食の提供が可能になっている施設でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

そしたら、栄養士の配置を求める規定が改正されたとなっておりますけれども、どう改正されたのか、お伺いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

これは、実は栄養士法がまず改正をされまして、この栄養士法の改正に伴いまして、児童福祉施設に配置すべき資格の要件が改正をされまして、これまでは栄養士のみでございまして、栄養士または管理栄養士ということで資格要件が変わりましたので、連動する形で本条例もそのように改正をするものでございます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 八女市地域包括支援センターの運営及び職員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

改正の背景、理由という中に人材確保が困難になっている現状となっております。こういうところもかなり人材不足が深刻になってきているという報道がらあっていますけれども、八女市の場合、人材確保はどうなっているのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

人材を確保するのにかなり苦労はございますが、現在のところ基準を上回る配置ができております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

基準が満たされているというならいいんですけども、これが郡部のほうに、旧町村ごと

に包括支援センターがありましたけれども、もし数が多かったらとてもじゃないけど、恐らく人材不足。今2か所ですかね。2か所だから、その体制は逆に取られているのかなと私は思ったところです。

改正内容の最後のほうに、地域包括支援センターに置くべき常勤職員の員数の基準は、3職種のうちから2人とする。3職種という専門用語が出てきますけれども、これはどういう人たちが3職種と呼ばれているのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

3職種というのは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、またはこれに準ずる者となります。

以上です。

○19番（森 茂生君）

そういう人たちが包括支援センターには3人そろっていなければならないということだったけれども、八女でいうなら、久留米のほうとこちらの2か所で3人、3人、6人いなくても基準を満たすような改正ということで理解してよろしいですか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

今回の改正は、今もそうなんですけれども、介護保険の1号被保険者の人数によって、改正前は各支援センターごとの人数によって、例えば、八女でしたら1月末で1万1,363人なので、9,000人から1万2,000人の枠で3職種が2人ずつ、2人、2人、2人の6人が必要。同じく東部も1万256人で、同じ9,000から1万2,000の枠なので、同じ2人、2人、2人が必要。だけれども、今回の改正後によって、そうはいたしませんけれども、全体で見ればいいので、全体で4人掛け3の12人いたらいいので、極端な例として、3職種のうち、1つの包括支援センターで2人は必要ということで、八女市だけではなく、全国的な決まりですので、規模が小さいところがあったとして、本当は前の基準では1人、1人、1人だったところでも、市全体で見えていいよと変わりました。

しかし、八女市のほうは体制は変わらずに、十分に置いていきたいと考えております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

改正は行われても人数を確保するということだと思えます。ありがとうございます。

それからもう一点、本来は常勤でなければならないけれども、非常勤でも常勤換算方法によりいいんですよということだろうと思えますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

改正前は常勤というのが基本で、別の通知により、全て常勤を満たすのが困難であれば、非常勤の方、通常の常勤よりも短い時間、もしくは短い日数で働く方でも、複数の人数を合わせて常勤お一人とみなす分を2人で1人とかいう換算も認められていたんですが、今回の改正で、きちんと条文に明文化されて、常勤換算ということで、非常勤の時間や日数を足して常勤を満たせばいいですよという計算ルールが明文化されたということです。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第10号に反対の立場で討論を行います。

改正が行われても実情は変わらないということでありますけれども、実際は条文化されて後退となるような気がします。

地域包括支援センターには、いわゆるセンターごとに主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種を配置しなければなりませんけれども、人材確保が困難なために、柔軟な職員配置を可能にするという理由で、地域包括支援センターごとに3職種を配置せずに、3職種のうちから常勤2人でいいですよというもので、制度の後退ではないでしょうか。

また、本来ならば常勤の職員でなければならないのに、非常勤でも常勤換算によることができると、分からないような方法により、これまた制度の後退ではないでしょうか。

人材確保が困難となったためということですが、なぜ人材確保が困難なのかと言えば、一番の原因は低賃金だと思っております。根本的な問題を解決せず、制度そのものを後退させてつじつまを合わせていると言わざるを得ません。

介護保険料は当初の2倍になっております。サービスは後退するばかりで、到底納得できるものではありません。

以上の理由により、議案第10号に反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女市男ノ子焼の里条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

こちらは恐らく1棟貸しという宿泊体系になるのでしょうか。

また、その場合は夜とか、何かお客さんにあったときに対応できるスタッフというものは想定されていますでしょうか。お願いします。

○立花支所長（春口陽一君）

御説明します。

男ノ子焼の里については1棟貸しを行います。食事については提供しませんので、食材を持ち込んで調理する形を取っております。

○3番（坂本治郎君）

夜にお客さんに何か不具合が、緊急的なことがあったときにすぐ対応できる、特に外国人にすごく人気の施設になるだろうと思いますので、そういったところも対応できることは想定されていますでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、この施設はかやぶき屋根を持っておりますので、外国人に一番人気になっていただけると非常に期待をしている施設でございます。

夜につきましては、地域の方、こういう方が中を見ていただけるということで案内もしていただきますし、近辺に建っておりますし、ここが簡易宿所という形を取っておりますので、ある程度近くにおらんといかんという状況を持った施設になるかと思っております。大きく期待し

たい施設と思いますし、収益が上がればと思っておるところでございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 八女市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○2番（花下主茂君）

1点質問です。

これは階級について記載がされておりますが、これは退職時の階級ということでしょうか、それとも、これを経験していたらということでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今回の退職報償金につきましては、その階級を経験されたものに伴うものでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 八女市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第15号 八女市ホテルの誘致に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であり、1名の議案質疑通告がありましたので、質疑を許します。

1番高橋信広議員の質疑を許します。

○1番（高橋信広君）

それでは、議案第15号について質疑を行います。

資料をいただいておりますので、資料の中で背景、理由というところは理解はいたしていますが、その中で1つだけ、ホテル、市内において利用できる宿泊施設が不足しているところ、もう少し定性的なところで、どのぐらい充足しているというのが分かれば、これも併せてまずお聞かせいただければと思います。

それと併せて、近隣自治体と競合を含めて、具体的なホテル進出の動きがあるのか、そういうことを含めてまずお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

市内のホテルの充足の件でございますが、まず、宿泊稼働率をちょっと調査をいたしております。市内の民間宿泊施設のうちに、今回の条例で制定している規模のところでございますと、宿泊定員がおおむね100人程度の施設、ビジネスホテルの客室稼働率につきましては、聞き取りによりますと、1業者につきましては、平均で大体60%台、もう一つの事業者につ

きましては、直近の1年間の平均で80%を超えているということでございます。時期によっては、もうほぼ満室ということもございます。実際にホームページ等を確認いたしましても、ほとんど1か月については満室という状況でございます。

また、市が所有する指定管理の宿泊施設、3施設の稼働率につきましては、おおむね年間で67%から71%程度となっております、時期によっては80%を超える月もございます。

なお、国の統計調査、これは観光庁でございますが、最新のデータ、令和5年度のデータとなりますけれども、全国での客室稼働率の平均は57%ということでありますので、本市の宿泊施設につきましては、国の平均を上回る状況となっていると思っております。

また、具体的な動きということもございますが、これに関しましては、現在、全国展開をしているホテル事業者が、本市を含む筑後地域、福岡県の県南部、こういったところでホテルの立地を検討しているという情報はつかんでおります。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

あと次に、ここに奨励措置、いろいろと書いていただいておりますが、1つは、この宿泊定員というのは対象条件として70人以上と、こういう数字を明記された、ここについての理由を教えてくださいませんか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

まず、この条例案を立案するに当たりまして、現在の市内の宿泊施設が不足しているという課題解決、また今後、観光やビジネス需要が増えてくるということが予測される中で、これらに対応できる施設として想定いたしましたのは、ビジネスホテルである一定の規模の収容人数を持つ施設ということでした。

また、条例の目的として雇用の拡大も掲げておりますので、その面も加味したところで規模感については検討いたしております。

現在、市内にあるビジネスホテルにつきましては、収容人数がおおむね100人程度、客室数が70室から90室であることから、今回、70人以上の収容人数としております。

また、柳川市であったり、みやま市が同様の条例を持っておりまして、柳川市が100人、みやま市が70人としておりますので、この辺りの数字も参考にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この条件の中の奨励金、補助金ですね、これは今、みやま市と柳川市ですか、あそこも条

例があるということでしたが、そことの比較も含めて、この金額を決定された理由、それから、ほかの制度による省令、これも少し書いてありますので、これも併せて言及していただければと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

近隣では、今、柳川市、みやま市を申し上げましたが、大牟田市も条例と要綱等で、これらの自治体が奨励措置を行っております。

まず、大牟田市につきましては、雇用奨励金が1人当たり300千円の上限が30,000千円、柳川市は同じく新規常用雇用者1人当たり300千円で、上限が15,000千円でございます。

また、建築費の補助金につきましては、大牟田市が建築費に対して総額の10%以内ということで、上限が2億円となっております。

みやま市が建築費と用地の取得費、この総額の20%以内で、上限が150,000千円、そして柳川市は建築費、用地取得費の総額の10%以内で、上限が1億円といった内容になっております。

また、みやま市と柳川市では、今御説明した分に加えて、上水道、下水道料金の5年間の減免、固定資産税につきましては、みやま市が5年間、柳川市は10年間の減免となっております。この条例では上げておりませんが、全協でも御説明しましたが、うちは過疎法による固定資産の減免の条例がありますので、これで最大3年間の免除の規定がございます。

ちなみに、この減免した分につきましては、交付税で75%が措置されることになっております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

これはほかの近隣の自治体との競争ということらしいですが、そういう中で、立地というところではすぐこういう候補があるということは差し出せるものがあるかどうか、これについてはいかがですか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

用地につきましては、企業誘致のところでもいつも議論しております都市計画の用途区域等でございますが、比較的工場等に比べますと、たしか第1種住居地域辺りでのホテルにつきましては建てることできると思いますので、そういった面では、通常の工場等の企業誘致等に比べれば、可能性がある土地については多いのではないかと考えております。

また、大規模な産業団地ということでもございませんので、その辺については柔軟に今後対応できると思っております。

○1番（高橋信広君）

あと、この誘致がもし成功した場合になりますけど、これからの事業の流れであるとか予算措置等ですね、いわゆる具体的なスケジュールというのは当然ながら出ませんが、スケジュール感的な、こういう方向でというところがあればお答えいただければと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

まず、事業の流れでございますが、奨励措置の適用を希望される事業者は、まず、指定事業者の指定を受ける必要がございます。この指定の申請は、ホテルの建築工事着手の1か月前までに申請する必要がございます。

この申請が提出されましたら、市が審査して指定の可否を決定するわけでございますが、指定を受けた事業者につきましては建築工事を行い、竣工後にホテルをオープンすることになると思いますけど、オープン後、20日以内に事業の開始届を提出いただくことになっております。

そして事業の開始後、オープン後に、1年を経過した日から3か月以内に必要書類を添えて、雇用奨励金と建築費等の補助金の交付申請をすることになっております。奨励金等の申請が出ましたら、審査の上、交付の可否を市のほうで決定しまして、市が奨励金を交付するということになっております。

予算措置のスケジュール感でございますが、今申しましたような流れで、申請と建設工事の期間、それから、オープンから1年間という期間がございますので、申請からおおむね二、三年後ということになると考えております。

○1番（高橋信広君）

最終的なというか、誘致が成功すれば、一番肝腎な費用対効果というところで、やっぱり事業効果、それから、経済効果というところがどの程度かというのが一番気になるところで、この辺りの試算としてどう見ておられるか、これについてお答えをお願いします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えします。

試算ということで、金額的なところにつきましては、まだどの程度のホテルが来るかにもよりますので、ちょっと算定はいたしておりませんが、期待できる事業効果、経済効果は十分にありとと考えております。

まず、観光の拠点として市内の観光入り込み客、観光による消費額の増加が見込めること、また、先ほど申しましたように、雇用の拡大、確保が図られて、市内の地域の雇用率向上に寄与すると思っております。

また、市内事業者への経済波及効果もございます。これは地元産の食材の利用であったり、

地元の洗濯業者の活用、また宿泊者の地元飲食店や小売店の利用があると思っております。

さらには、防災拠点として、災害時の緊急避難場所としての活用、そのほかにも市税収入ということで固定資産税の収入、これは市の財政にも非常に貢献すると、こういう経済効果、事業効果が見込めると考えております。

○1番（高橋信広君）

最後に1つ、地元の事業者というところが少し気になるんですが、そこに対しての配慮であるとか、先ほどありましたように、ホテル自体が不足しているという絶対的なところがあるので、使う側、あるいは市民の皆さんの多くは賛同いただけると思いますが、その配慮というところが何かあれば教えてください。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

今回の条例につきましては、ホテルの誘致が大きな目的でございますが、市内にて一定規模の宿泊事業をされている既存事業者が増築、また改築される際にも支援を行う内容としております。この増改築に対する支援につきましては、これらの既存事業者に対する配慮を考慮したものでございます。

また特に、今、観光振興課でDMOとかの取組によりまして、様々なプログラム、観光のプログラム、観光商品の開発を取り組んでおられます。既存の宿泊施設への誘導など、今後さらに情報発信であったり、PRを連携して行いながら、地元の既存の事業者についても支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございました。

ホテルについては、私もいろんなところから不足ということは聞いておりましたので、絶対数的にはまだまだあっていいと思っておりますし、誘致が成功すれば経済波及効果というのは非常に大きいものと思います。誘致が成功することを期待しております。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1番高橋信広議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明日6日は休会とし、7日は本日に引き続き議案審議を行います。お疲れさまでした。

午後3時48分 延会